

第7期 嘉手納町障害福祉計画及び 第3期 嘉手納町障害児福祉計画 (令和6年度～令和8年度)



令和6年3月
沖縄県 嘉手納町



嘉手納町
イメージキャラクター
いもっち

目次

第1章 基本的な考え方	1
1 計画策定の経緯	1
2 計画の位置づけ	1
3 計画の対象	2
4 障害福祉計画に関するこれまでの動きと基本指針の見直しの方向性	3
5 計画の期間	5
6 計画の推進管理	6
7 計画の策定体制	6
8 計画の基本理念	7
第2章 障害福祉の状況	8
1 町民を取り巻く状況	8
2 障害者の状況	10
3 障害福祉サービスの利用状況	15
4 アンケート調査結果について	22
第3章 第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画	32
1 国の障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針について	32
2 第7期障害福祉計画における成果目標の設定	35
3 障害福祉サービス等の見込み量の設定	43
4 地域生活支援事業の推進	50
5 第3期障害児福祉計画における成果目標の設定	66
6 障害児通所支援等の見込量(活動指標)及び確保方策	71

第1章 基本的な考え方

1 計画策定の経緯

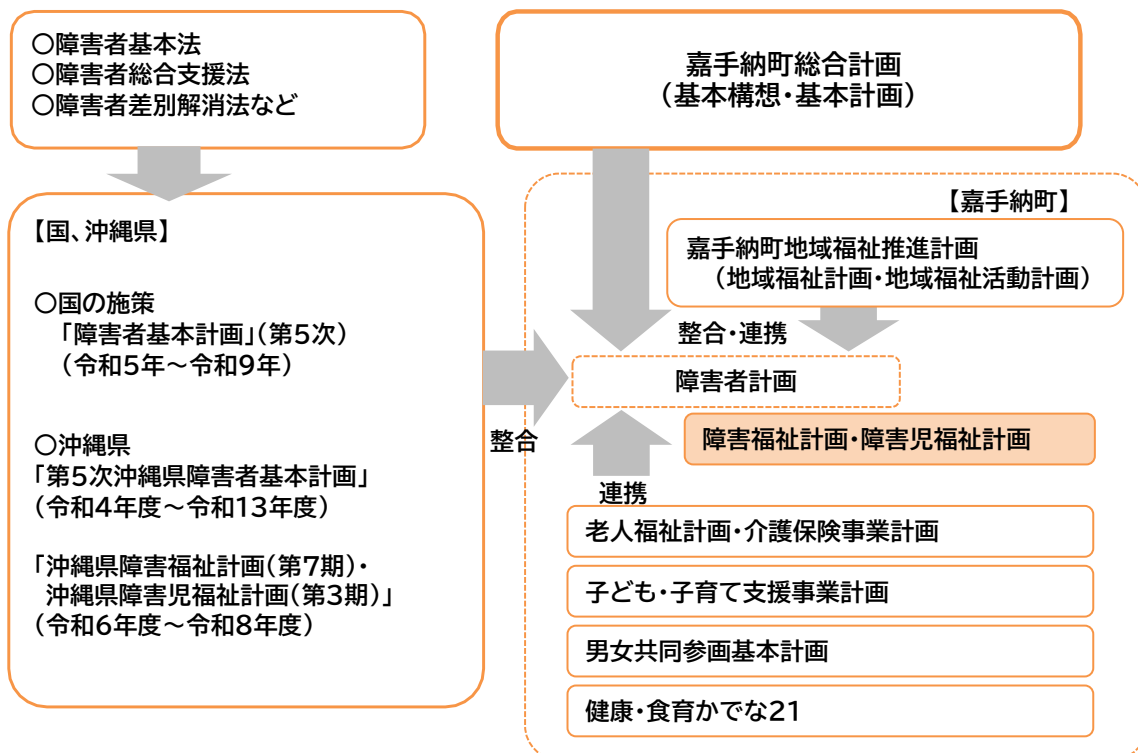
本町では、3年を1期として障害福祉サービスの提供見込み量等を示した「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定しています。

現行の「第6期嘉手納町障害福祉計画及び第2期嘉手納町障害児福祉計画」の計画期間が令和5年度で終了することから、障害者を取り巻く状況の変化や障害福祉サービスの提供状況、国及び沖縄県の動向を踏まえ、令和6年度を初年度とする「第7期嘉手納町障害福祉計画及び第3期嘉手納町障害児福祉計画」を策定します。

2 計画の位置づけ

第7期嘉手納町障害福祉計画及び第3期嘉手納町障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(以下、「障害者総合支援法」という。)及び児童福祉法に基づき「市町村障害福祉計画」と「市町村障害児福祉計画」を一体的に策定するものです。

本計画は、国及び沖縄県の計画との整合性を図りながら、上位計画である「第5次嘉手納町総合計画(前期基本計画)」及び障害者福祉分野の計画である「嘉手納町障害者計画 2022」、地域福祉推進計画、その他福祉関連計画との整合を考慮し、策定するものです。



3 計画の対象

この計画の対象は、「身体障害」「知的障害」「精神障害」の三障害及び難病等の該当者です。

障害者

- ・ 身体障害者福祉法第4条に規定する「身体障害者」
- ・ 知的障害者福祉法にいう「知的障害者」のうち18歳以上の者
- ・ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条第1項に規定する「精神障害者」のうち18歳以上の者(発達障害者を含みます。)

障害児

- ・ 児童福祉法第4条第2項に規定する障害児

難病等

- ・ 障害者総合支援法第4条第1項に規定する治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣の定める程度である18歳以上の者
- ・ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病で障害者総合支援法第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣の定める程度である児童

(参考)

【障害者総合支援法第4条第1項～第2項 抜粋】

第四条 この法律において「障害者」とは、身体障害者福祉法第四条に規定する身体障害者、知的障害者福祉法にいう知的障害者のうち十八歳以上である者及び精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第五条第一項に規定する精神障害者(発達障害者支援法(平成十六年法律第百六十七号)第二条第二項に規定する発達障害者を含み、知的障害者福祉法にいう知的障害者を除く。以下「精神障害者」という。)のうち十八歳以上である者並びに治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が主務大臣が定める程度である者であって十八歳以上であるものをいう。

2 この法律において「障害児」とは、児童福祉法第四条第二項に規定する障害児をいう。

【児童福祉法第4条第2項 抜粋】

この法律で、障害児とは、身体に障害のある児童、知的障害のある児童、精神に障害のある児童(発達障害者支援法(平成十六年法律第百六十七号)第二条第二項に規定する発達障害児を含む。)又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第四条第一項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の主務大臣が定める程度である児童をいう。

4 障害福祉計画に関するこれまでの動きと基本指針の見直しの方向性

第7期障害者福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係る基本指針の見直しの方向性

第5期障害福祉計画及び第1期障害児福祉計画【平成30年度～令和2年度】

第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画【令和3年度～令和5年度】

最近の障害者施策の動き

- 障害者差別解消法の一部改正(事業者による合理的な配慮の義務化)
- 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の制定
- 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法※1の制定
- 児童福祉法の一部改正(①児童発達支援類型(福祉型、医療型)の一元化、②障害児入所施設の入所児童について22歳までの入所継続を可能)
- 障害者総合支援法等の一部改正
 - ・ 障害者等の地域生活の支援体制の充実
 - ・ 障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進
 - ・ 精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備
 - ・ 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化
 - ・ 障害福祉サービス等、指定難病及び小児慢性特定疾病についてのデータベースの整備等

第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画【令和6年度～令和8年度】

※アンダーラインの箇所は、第6期から第7期で変更となった箇所又は新たに設定された項目

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

- ① 令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上を地域生活へ移行
- ② 令和4年度末時点の施設入所者数の5%以上を削減

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ① 保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置

(3) 地域生活支援の充実

- ① 各市町村における地域生活支援拠点等の整備(複数市町村による共同整備を含む。)
- ② 地域生活支援の充実に向けたコーディネーターの配置、年1回以上の運用状況の検証及び検討
- ③ 強度行動障害者の状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備(各市町村又は圏域)

※1 障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法
市区町村等において、障害特性に配慮した意思疎通支援(手話通訳、要約筆記、代筆・代読等)や支援者の養成、障害当事者によるICT活用等の促進を図るための法律。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

- ① 令和3年度実績の1.28倍以上、福祉施設利用者を一般就労へ移行
- ② 令和3年度実績の1.31倍以上、就労移行支援事業利用者を一般就労へ移行
- ③ 就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用者に占める一般就労へ移行したものの割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とする
- ④ 令和3年度実績の1.29倍以上、就労継続支援A型事業利用者を一般就労へ移行
- ⑤ 令和3年度実績の1.28倍以上、就労継続支援B型事業利用者を一般就労へ移行
- ⑥ 令和3年度実績の1.41倍以上、就労定着支援事業の利用者数の増加
- ⑦ 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とする

(5) 障害児支援の提供体制の整備等

- ① 児童発達支援センターの設置(市町村ごとに設置。市町村単独での設置が困難な場合には、圏域での設置で差し支えない。)
- ② 保育所等訪問支援等を活用しながら障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)※2を推進する体制の構築(全ての市町村)
- ③ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保(各市町村に一箇所以上確保。市町村単独での確保が困難な場合には、圏域での確保で差し支えない。)
- ④ 医療的ケア児支援センター(各都道府県)の設置及び医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターを配置
- ⑤ 医療的ケア児支援のための協議の場の設置(各都道府県、各市町村での設置(市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置で差し支えない。))

(6) 相談支援体制の充実・強化等

- ① 基幹相談支援センターの設置(各市町村(複数市町村による共同設置を含む。))
- ② 基幹相談支援センターにおける地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保
- ③ 協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善及び必要な協議会の体制の確保

※2 障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)

インクルージョンは、社会が障害者(児)を包み込んで受け入れる=障害のある人を社会から排除しないという考え方。障害児の場合、障害の有無に関わらず、さまざまな遊び等を通じて子ども達がともに過ごし、ともに学び合う経験を持てるようにすること。

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- ① 障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取組を行う。
- ② 障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障害者等が真に必要な障害福祉サービス等が提供できているのか検証。
- ③ 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用
- ④ 障害福祉サービス事業者、相談支援事業者等に対する「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の普及啓発による計画的な人材養成の推進
- ⑤ 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有
- ⑥ 指導監査結果の関係市町村との共有

■基本指針に上げられる成果目標以外の検討項目

- 障害者等に対する虐待の防止(精神障害者に対する虐待の防止を追加)
- 意思決定支援の促進
- 障害者の芸術文化活動支援による社会参加等の促進
- 障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進
- 障害を理由とする差別の解消の推進
- 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実

5 計画の期間

障害福祉計画・障害児福祉計画の計画期間は3年を1期としており、計画期間を次のとおりとします。

■計画の期間

	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
障害者計画 (計画6年間)	嘉手納町障害者計画2022			障害者計画		
			計画見直し			
障害福祉計画 (計画3年間)	第7期障害福祉計画			第8期障害福祉計画		
			計画見直し			
障害児福祉計画 (計画3年間)	第3期障害児福祉計画			第4期障害児福祉計画		
			計画見直し			

6 計画の推進管理

計画に定める事項については、定期的に調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更することその他の必要な措置を講じること(PDCAサイクル)とし、嘉手納町障害者自立支援協議会等との連携を図りながら計画の推進管理に努めます。

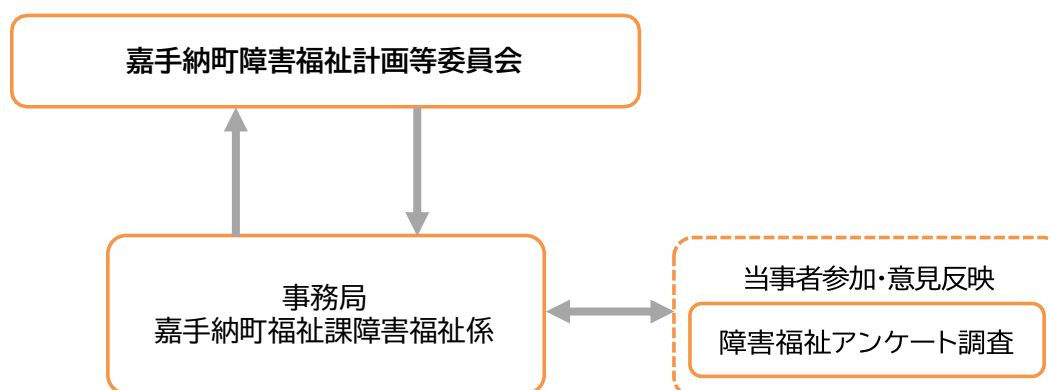
<PDCAサイクルとは>

様々な分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画(Plan)」「実行(Do)」「評価(Check)」「改善(Act)」のプロセスを順に実施していくものです。

7 計画の策定体制

計画の策定に当たっては、障害福祉に関する業務に従事する者、関係行政機関の職員などで構成される「嘉手納町障害福祉計画等委員会」を設置し、多くの意見を頂きました。

また、本町在住の障害者・障害児の方向けにアンケート調査を実施し、当事者のニーズ把握に努めました。



8 計画の基本理念

障害のある町民が、それぞれの能力と個性を活かし住み慣れた地域の中で、自らが希望する生き方ができる共生社会の実現を目指します。

障害のある人が、安心して暮らし続けることができる 自立と共生社会の実現

障害のある町民が、地域の中で自立し安心して暮らし続けるためには、“個人として尊重される”共生社会であることが前提です。

推進施策の基本視点を「ノーマライゼーション」、「機会均等」、「エンパワーメント」、「障害に対する差別の解消」として、本計画を推進します。

ノーマライゼーション

障害のある人もない人も、自らの意志で社会に参加する個人として尊重され、自分らしく暮らせる地域づくりを進めます。

機会均等

障害の種類、程度や必要性に応じ自己選択と決定により多様な社会参加の機会を通して参画していくことができる環境づくりを進めます。

エンパワーメント

障害のある町民が、自分自身を大切にしつつ障害の程度やその能力などに応じて、多様な社会活動への参加、自立生活の継続を支援する環境づくりを進めます。

障害に対する差別の解消

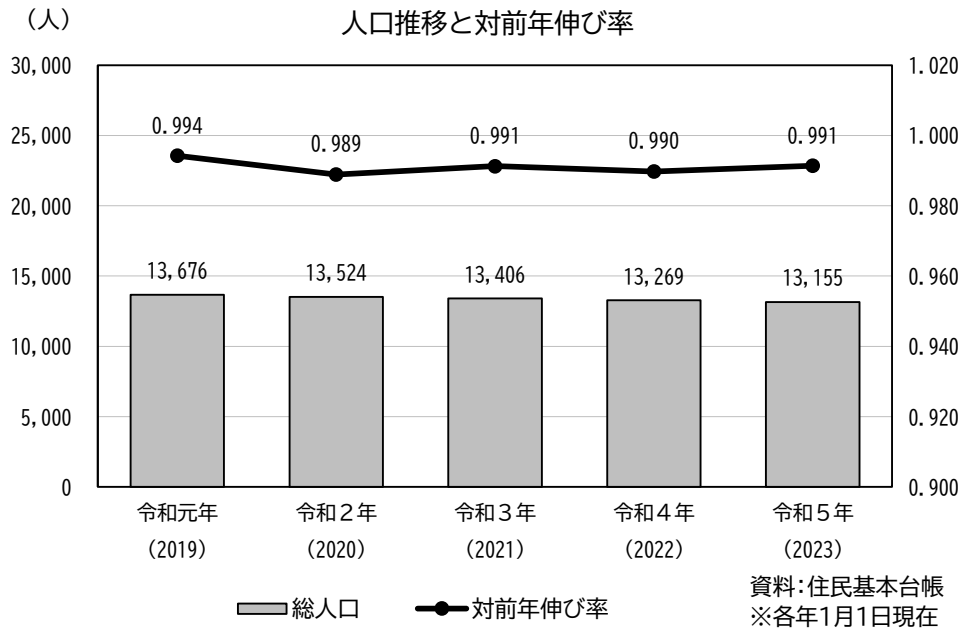
障害に対する偏見や差別をなくし、人権の尊重をはじめ多様なバリアの解消に取り組む環境づくりを進めます。

第2章 障害福祉の状況

1 町民を取り巻く状況

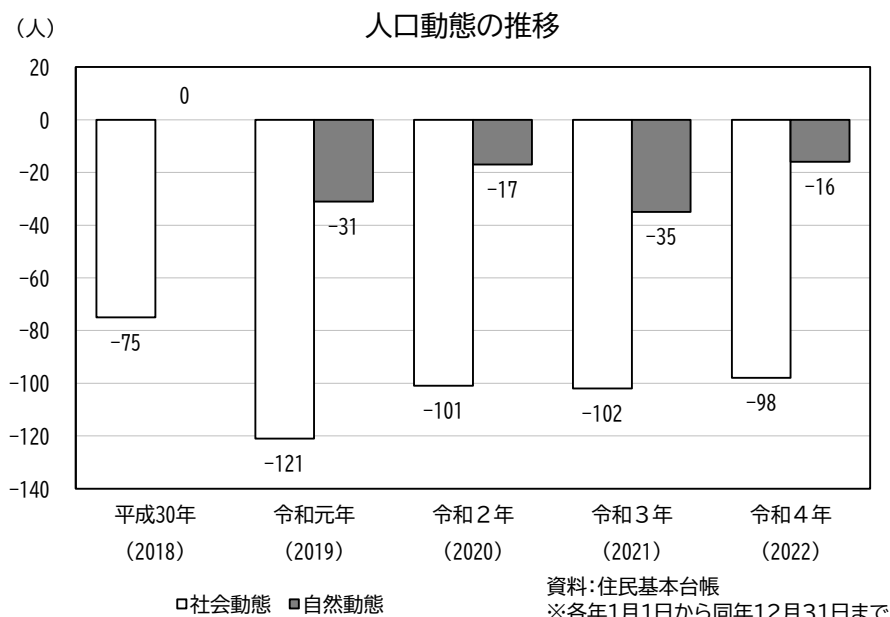
(1) 総人口の推移

本町の総人口は、令和元年以降微減で推移し令和5年には13,155人となっています。



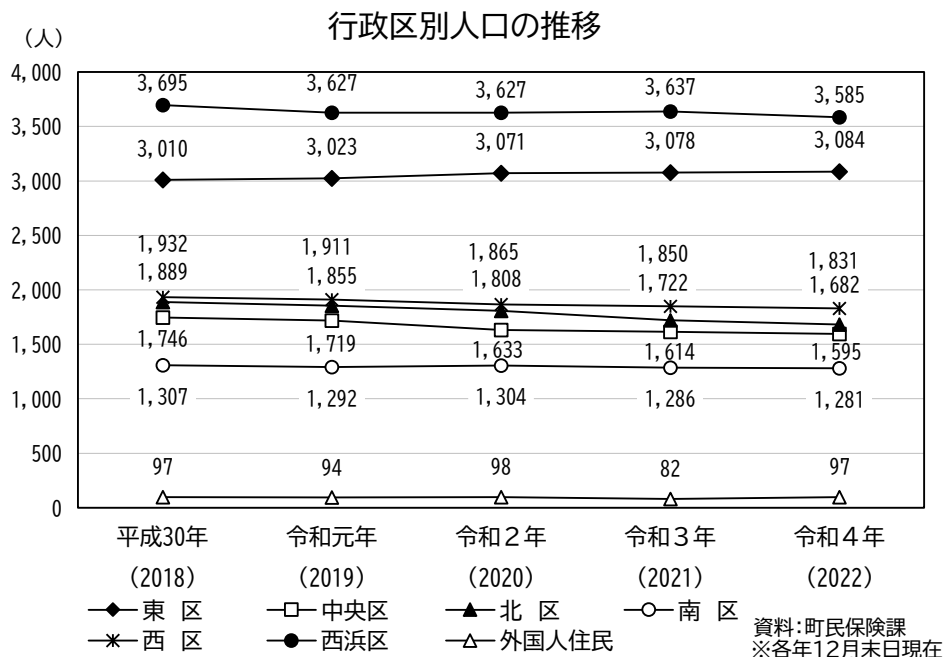
(2) 人口動態

平成30年以降の人口動態をみると、社会動態では町外に転出する人が町内に転入する人を70人以上上回る社会動態(転入-転出)となっており、自然動態(出生-死亡)でも死亡が出生を上回る結果となっているため、近年では人口減となる傾向にあります。



(3)行政区別人口の推移

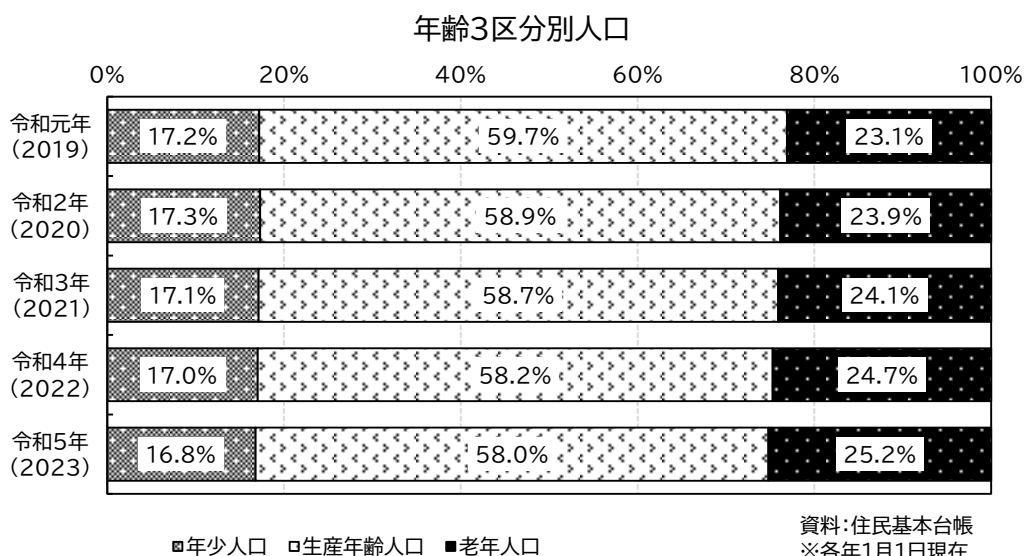
行政区別人口の推移をみると、東区での令和4年の人口が3,084人と前年と比較して6人の微増で推移した一方、他の行政区では微減で推移しています。



(4)年齢構成

令和5年の年齢構成をみると、15歳未満の年少人口比率が16.8%、15歳以上65歳未満の生産年齢人口比率が58.0%、65歳以上の老年人口比率が25.2%となっています。

年齢構成の推移をみると、年少人口比率及び生産年齢人口比率が経年減少傾向で推移している一方、老年人口比率は経年増加傾向にあります。特に老年人口比率の伸びは前年と比較して0.5ポイントの増加となっており、本町においては超高齢社会が進展しています。



2 障害者の状況

(1) 障害者(児)数の推移(障害者手帳所持者)

令和5年(9月末)における障害者手帳(身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳)所持者の総数は、総人口(13,045人)の6.6%を占める857人となっています。このうち身体障害者手帳所持者数が手帳所持者総数の60.4%を占める518人、療育手帳所持者が163人(19.0%)、精神保健福祉手帳所持者が176人(20.5%)となっています。

また、障害種別障害者(児)数の推移をみると近年は横ばいで推移しており、前年と比較して身体障害者(児)数は18人減、知的障害者(児)数は1人増、精神障害者(児)数は23人増となっています。

障害者(児)数の推移(障害者手帳所持者)

(単位:人、%)

項目	令和元年度 (2019)		令和2年度 (2020)		令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年9月末 (2023)	
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
障害者(児)総数	912	100.0%	898	100.0%	866	100.0%	851	100.0%	857	100.0%
身体障害者(児)総数※1	585	64.1%	578	64.4%	566	65.4%	536	63.0%	518	60.4%
知的障害者(児)総数※2	163	17.9%	170	18.9%	166	19.2%	162	19.0%	163	19.0%
精神障害者(児)総数※3	164	18.0%	150	16.7%	134	15.5%	153	18.0%	176	20.5%
嘉手納町総人口	13,480		13,330		13,245		13,037		13,045	
障害者(児)総数の割合	6.8%		6.7%		6.5%		6.5%		6.6%	
身体障害者(児)総数の割合	4.3%		4.3%		4.3%		4.1%		4.0%	
知的障害者(児)総数の割合	1.2%		1.3%		1.3%		1.2%		1.2%	
精神障害者(児)総数の割合	1.2%		1.1%		1.0%		1.2%		1.3%	

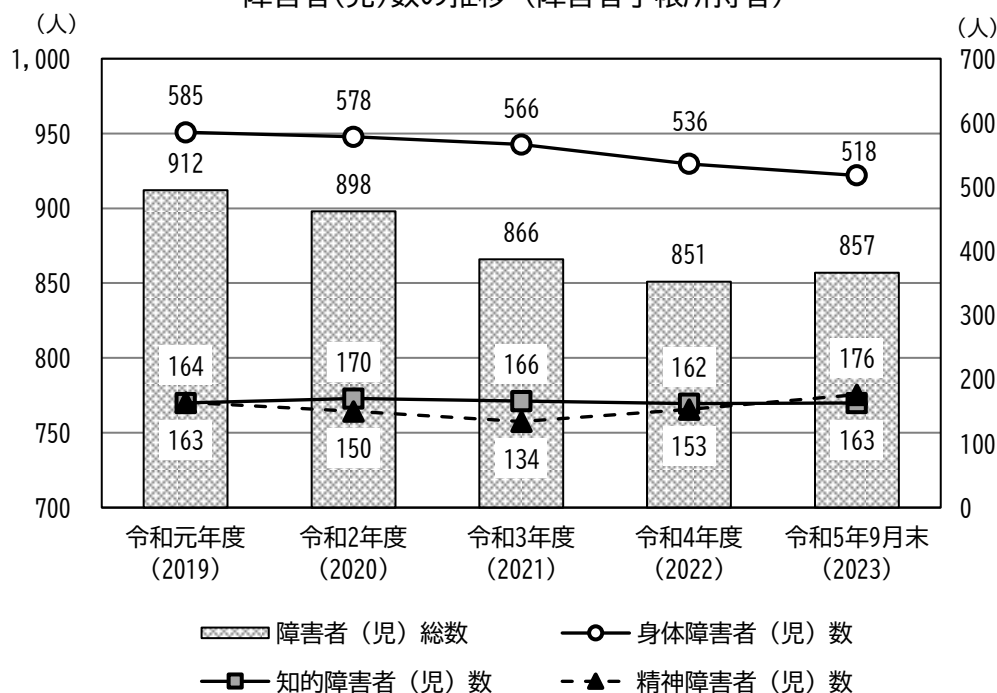
資料:福祉課調べ(各年3月末現在、令和5年度は9月末現在)

※1:身体障害者手帳所持者

※2:療育手帳所持者

※3:精神障害者保健福祉手帳所持者

障害者(児)数の推移(障害者手帳所持者)



(2)身体障害者の障害種別の推移

令和5年(9月末)における身体障害者の障害種別をみると「肢体不自由」が総数の 42.7%を占める 221人で最も多くなっています。

次いで「内部障害」の 214人(41.3%)、「聴覚・言語障害」の 54人(10.4%)、「視覚障害」の 29人(5.6%)となっています。

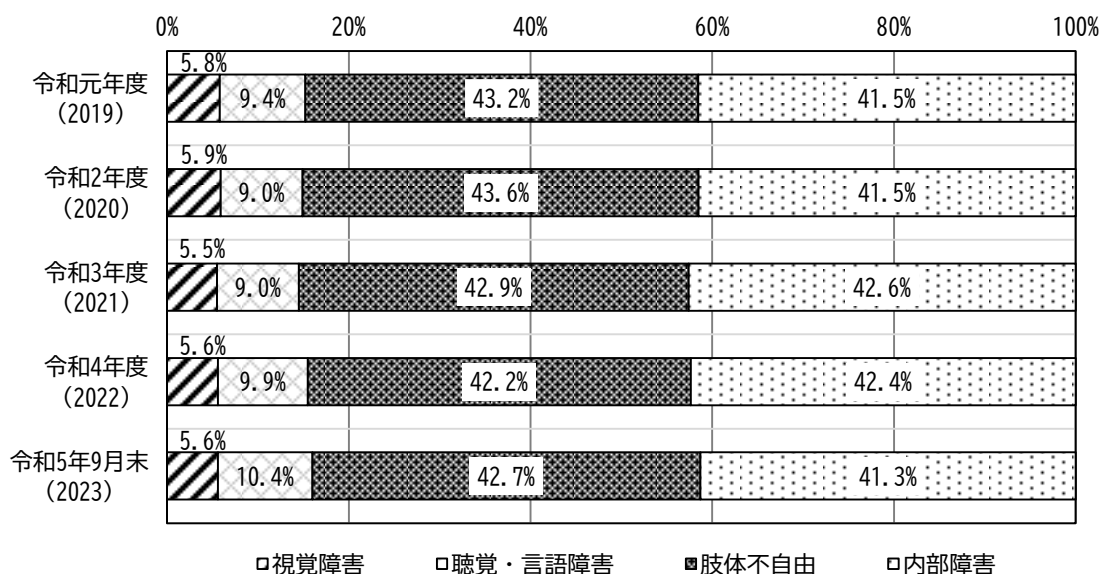
身体障害者の障害種別の推移

(単位:人、%)

項目	令和元年度 (2019)		令和2年度 (2020)		令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年9月末 (2023)	
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
総数	585	100.0%	578	100.0%	566	100.0%	536	100.0%	518	100.0%
視覚障害	34	5.8%	34	5.9%	31	5.5%	30	5.6%	29	5.6%
聴覚・言語障害	55	9.4%	52	9.0%	51	9.0%	53	9.9%	54	10.4%
肢体不自由	253	43.2%	252	43.6%	243	42.9%	226	42.2%	221	42.7%
内部障害	243	41.5%	240	41.5%	241	42.6%	227	42.4%	214	41.3%

資料:福祉課調べ(各年3月末現在、令和5年度は9月末現在)

身体障害者の障害種別の推移



(3)身体障害者の障害種別・年齢区分別の状況

令和5年(9月末)における身体障害者の障害種別を年齢区分別で見ると、いずれの障害種別においても「70歳以上」の割合が多くなっている一方、「視覚障害」及び「肢体不自由」では「18歳以上65歳未満」との割合もそれぞれ37.9%、38.0%と高くなっています。

身体障害者の障害種別・年齢区分別の状況

(単位:人、%)

項目	視覚障害		聴覚・言語障害		肢体不自由		内部障害		計	
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
6歳未満	0	0.0%	1	1.9%	1	0.5%	0	0.0%	2	0.4%
6歳以上18歳未満	0	0.0%	1	1.9%	6	2.7%	1	0.5%	8	1.5%
18歳以上65歳未満	11	37.9%	9	16.7%	84	38.0%	52	24.3%	156	30.1%
65歳以上70歳未満	7	24.1%	2	3.7%	30	13.6%	31	14.5%	70	13.5%
70歳以上	11	37.9%	41	75.9%	100	45.2%	130	60.7%	282	54.4%
計	29	100.0%	54	100.0%	221	100.0%	214	100.0%	518	100.0%

資料:福祉課調べ(令和5年度は9月末現在)

(4)障害者等級別の推移

①身体障害者の等級別の推移

令和5年(9月末)における身体障害者の等級別の状況を見ると「1級」が総数の39.0%を占める202人で最も多くなっています。

次いで「4級」の102人(19.7%)、「3級」の86人(16.6%)、「2級」の75人(14.5%)、「6級」の32人(6.2%)、「5級」の21人(4.1%)となっています。

身体障害者の等級別の推移

(単位:人、%)

項目	令和元年度 (2019)		令和2年度 (2020)		令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年9月末 (2023)	
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
合計	585	100.0%	578	100.0%	566	100.0%	536	100.0%	518	100.0%
1級	229	39.1%	232	40.1%	226	39.9%	195	36.4%	202	39.0%
2級	94	16.1%	90	15.6%	79	14.0%	83	15.5%	75	14.5%
3級	98	16.8%	94	16.3%	95	16.8%	95	17.7%	86	16.6%
4級	109	18.6%	109	18.9%	113	20.0%	108	20.1%	102	19.7%
5級	20	3.4%	19	3.3%	20	3.5%	21	3.9%	21	4.1%
6級	35	6.0%	34	5.9%	33	5.8%	34	6.3%	32	6.2%

資料:福祉課調べ(各年3月末現在、令和5年度は9月末現在)

②知的障害者の等級別の推移

令和5年(9月末)における知的障害者の等級別状況をみると「軽度(B2)」が総数の 37.4%を占める 61 人で最も多くなっています。

次いで「中度(B1)」の 47 人(28.8%)、「重度(A2)」の 42 人(25.8%)、「最重度(A1)」の 13 人(8.0%)となっています。

知的障害者の等級別の推移

(単位:人、%)

項目	令和元年度 (2019)		令和2年度 (2020)		令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年9月末 (2023)	
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
合計	163	100.0%	170	100.0%	166	100.0%	162	100.0%	163	100.0%
最重度(A1)	10	6.1%	11	6.5%	12	7.2%	14	8.6%	13	8.0%
重度(A2)	34	20.9%	40	23.5%	41	24.7%	41	25.3%	42	25.8%
中度(B1)	42	25.8%	44	25.9%	46	27.7%	47	29.0%	47	28.8%
軽度(B2)	77	47.2%	75	44.1%	67	40.4%	60	37.0%	61	37.4%

資料:福祉課調べ(各年3月末現在、令和5年度は9月末現在)

③精神障害者の等級別の推移

令和5年(9月末)における精神障害者の等級別状況をみると、「2級」が総数の 55.7%を占める 98 人で最も多くなっています。

次いで「1級」の 47 人(26.7%)、「3級」の 31 人(17.6%)となっています。

精神障害者の等級別の推移

(単位:人、%)

項目	令和元年度 (2019)		令和2年度 (2020)		令和3年度 (2021)		令和4年度 (2022)		令和5年9月末 (2023)	
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
合計	164	100.0%	150	100.0%	134	100.0%	153	100.0%	176	100.0%
1級	41	25.0%	39	26.0%	34	25.4%	40	26.1%	47	26.7%
2級	91	55.5%	85	56.7%	77	57.5%	85	55.6%	98	55.7%
3級	32	19.5%	26	17.3%	23	17.2%	28	18.3%	31	17.6%

資料:福祉課調べ(各年3月末現在、令和5年度は9月末現在)

精神障害者通院医療公費負担申請件数の推移をみると、令和2年をピークに増減を繰り返して推移しており、令和5年(9月末)の申請件数は 414 件となっています。

精神障害者の等級別の推移

(単位:件)

項目	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年9月末 (2023)
申請件数	400	423	393	415	414

資料:福祉課調べ(各年3月末現在、令和5年度は9月末現在)

(5)障害児の保育、教育状況

①障害児保育の状況

令和5年(9月末)の保育所における児童数は7名で、前年と比較して2名増となっています。

障害児保育の実施状況

(単位:人)

項目	令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
障がい児保育人数	3	6	6	5	7

資料:子ども家庭課調べ(各年3月末現在、令和5年度は9月末現在)

②障害児の教育

令和5年(5月1日現在)の特別支援学級在籍数をみると、幼稚園が7人、小学校が51人、中学校が23人となっています。また、経年推移をみると、幼稚園は令和3年度をピークに減少傾向となっている一方、小学校及び中学校は経年増加傾向で推移しています。

障害児教育の実施状況(特別支援学級在籍数)

(単位:人)

項目		令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
幼稚園	児童数	6	3	11	9	7
小学校	学校数	2	2	2	2	2
	児童数	28	36	40	46	51
中学校	学校数	1	1	1	1	1
	生徒数	9	9	11	15	23

資料:嘉手納町教育委員会、嘉手納幼稚園、屋良幼稚園調べ(各年5月1日現在)

令和5年(5月1日現在)における特別支援教育支援員の配置人数は幼稚園で6名、小学校14名、中学校で6名となっています。また、経年推移をみると、いずれも微増傾向にあります。

特別支援教育支援員配置状況(特別支援学級在籍数)

(単位:人)

項目		令和元年度 (2019)	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)
幼稚園	配置数	5	3	6	6	6
小学校	学校数	2	2	2	2	2
	配置数	15	13	13	14	14
中学校	学校数	1	1	1	1	1
	配置数	7	5	5	5	6

資料:嘉手納町教育委員会、嘉手納幼稚園、屋良幼稚園調べ(各年5月1日現在)

3 障害福祉サービスの利用状況

第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画における障害福祉サービスの利用状況は次のとおりです。

(1)訪問系サービス

利用量の実績が見込量を上回っているサービスは、「行動援護」、利用量の実績が見込量を下回っているサービスは、「居宅介護」、「重度訪問介護」、「同行援護」となっています。

「重度訪問介護」は、サービス利用対象者が介護保険へ移行したことにより、第6期計画期間中の実績はありませんでした。また、「重度障害者等包括支援」も利用実績が無い状況です。

第6期計画期間中は、新型コロナウイルス感染症の影響によるサービスの利用自粛、別のサービスへの切り替え等の対応をしたため、見込量より実績値が増減するサービスが見られました。第7期以降には、サービスの利用がコロナ禍前の水準に戻っていくものと考えられます。

項目		第6期計画 見込			第6期計画 実績			
サービス種別 【単位】	活動指標	R3年度 (見込)	R4年度 (見込)	R5年度 (見込)	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	
訪問系サービス	居宅介護(乗降介助除く)	利用者数	32	33	34	38	39	33
		【時間分】	利用量	658	679	700	572	530
	重度訪問介護	利用者数	1	1	1	0	0	0
		【時間分】	利用量	335	335	335	0	0
	行動援護	利用者数	2	2	2	1	2	1
		【時間分】	利用量	6	6	6	8	11
	同行援護	利用者数	7	7	7	8	8	7
		【時間分】	利用量	108	108	108	108	91
	重度障害者等包括支援	利用者数	0	0	0	0	0	0
		【時間分】	利用量	0	0	0	0	0

(2)日中活動系サービス

利用量の実績が見込量どおり、あるいは見込量を上回っているサービスは、「生活介護」、「就労継続支援B型」、「短期入所(福祉型)」となっています。

利用量の実績が見込量を下回っているサービスは、「療養介護」、「自立訓練(生活訓練)」、「就労移行支援」、「就労継続支援A型」、「就労定着支援」となっています。

「自立訓練(機能訓練)」、「短期入所(医療型)」については、利用実績が無い状況です。

項目		第6期計画 見込			第6期計画 実績			
サービス種別 【単位】	活動指標	R3年度 (見込)	R4年度 (見込)	R5年度 (見込)	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	
日中活動系サービス	生活介護	利用者数	43	43	43	49	56	54
	【人日分】	利用量	817	817	817	802	913	835
	療養介護【人分】	利用者数	2	2	2	1	1	1
	自立訓練(機能訓練)	利用者数	1	1	1	0	0	0
	【人日分】	利用量	15	15	15	0	0	0
	自立訓練(生活訓練)	利用者数	5	5	5	3	1	1
	【人日分】	利用量	110	110	110	36	22	21
	就労移行支援	利用者数	4	4	4	0	2	3
	【人日分】	利用量	69	69	69	0	29	42
	就労継続支援A型	利用者数	35	37	39	29	32	31
	【人日分】	利用量	630	666	702	571	648	597
	就労継続支援B型	利用者数	76	76	76	76	79	77
	【人日分】	利用量	1,216	1,216	1,216	1,207	1,254	1,201
	就労定着支援	利用者数	1	1	1	0	1	0
	短期入所(福祉型)	利用者数	6	6	6	5	10	8
	【人日分】	利用量	57	57	57	35	91	60
短期入所(医療型)	利用者数	3	3	3	0	0	0	
【人日分】	利用量	30	30	30	0	0	0	

(3)居住系サービス

「共同生活援助(グループホーム)」、「施設入所支援」とともに利用者数は横ばいとなっています。「自立生活援助」については、利用実績が無い状況です。

項目		第6期計画 見込			第6期計画 実績		
サービス種別 【単位】	活動指標	R3年度 (見込)	R4年度 (見込)	R5年度 (見込)	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)
居住系サービス	自立生活援助	利用者数	1	1	1	0	0
	※うち精神障害者の利用者数	利用者数	1	1	1	0	0
	共同生活援助(グループホーム)【人分】	利用者数	24	26	28	23	25
	※うち精神障害者の利用者数	利用者数	10	11	12	9	11
	施設入所支援【人分】	利用者数	26	26	25	23	24

(4)相談系サービス

「計画相談支援」は、一月あたりの実績値は見込量を下回っていますが、利用者の状態等に応じた適正な回数設定を行った上で支援できています。

「地域移行支援」、「地域定着支援」については、利用実績が無い状況です。

項目		第6期計画 見込			第6期計画 実績		
サービス種別 【単位】	活動指標	R3年度 (見込)	R4年度 (見込)	R5年度 (見込)	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)
相談系サービス	計画相談支援【人分】	利用者数	60	62	64	57	54
	地域移行支援【人分】	利用者数	1	1	1	0	0
	※うち精神障害者の利用者数	利用者数	1	1	1	0	0
	地域定着支援【人分】	利用者数	1	1	1	0	0
	※うち精神障害者の利用者数	利用者数	1	1	1	0	0

(5)障害児サービス

利用量の実績が見込量どおり、あるいは見込量を上回っているサービスは、「児童発達支援」、「居宅訪問型児童発達支援」となっています。

利用量の実績が見込量を下回っているサービスは、「放課後等デイサービス」、「保育所等訪問支援」、「障害児相談支援」となっています。

「医療型児童発達支援」については、令和4年、令和5年には利用者がいない状況でした。

児童発達支援から放課後等デイサービスへの移行や、放課後等デイサービスの卒業等があり利用者数は減少していますが、利用児童の状態や生活環境に応じたサービスの提供ができています。

また、第6期計画期間中は、新型コロナウイルス感染症の影響によるサービスの利用自粛等が見られたため、第7期以降にはサービスの利用が増加するものと考えられます。

項目		第6期計画 見込			第6期計画 実績			
サービス種別 【単位】	活動指標	R3年度 (見込)	R4年度 (見込)	R5年度 (見込)	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	
日中活動系サービス	児童発達支援	利用者数	16	16	16	17	14	10
	【人日分】	利用量	160	160	160	206	164	101
	医療型児童発達支援	利用者数	1	1	1	2	0	0
	【人日分】	利用量	5	5	5	8	0	0
	放課後等デイサービス	利用者数	61	66	72	79	79	72
	【人日分】	利用量	915	990	1,080	812	845	716
	保育所等訪問支援	利用者数	6	7	8	2	5	5
	【人日分】	利用量	12	14	16	2	3	6
	居宅訪問型児童発達支援	利用者数	1	1	1	0	1	1
	【人日分】	利用量	-	-	-	0	13	15
障害児相談支援【人分】	利用者数	31	35	39	14	6	7	

※「-」は、第6期計画策定時に見込量として設定していなかった項目。

(6)地域生活支援事業

①理解促進研修・啓発事業

平成28年度からスタートしたペアレントトレーニングや、令和3年度からスタートした町内高校の福祉分野専攻の生徒に対し手話・聴覚障害当事者への理解を深める体験教室等を継続して行っています。

令和2～4年度は新型コロナウイルス感染症の影響で「ごちゃまぜフェスタ」が中止となったため、利用者数が見込量を大幅に下回っています。令和5年度にはイベントを再開することから、コロナ禍前と同様の利用実績が見込まれます。

②自発的活動支援事業

保護者間の交流を促進する「ゆんたく会」を継続実施しています。

令和3年度は新型コロナウイルス感染症の影響で利用者数が少ないものの、令和4年度は利用者数が見込量を上回っています。

③障害者相談支援事業

ア 障害者相談支援事業

各年度において実施箇所数は見込量どおりの実績となっています。

イ 基幹相談支援センター等機能強化事業

各年度において、利用人数は見込量を下回る利用実績となっています。

ウ 住宅入居等支援事業

令和3年度において、利用人数は見込量を上回る利用実績となっています。

④成年後見制度利用支援事業

各年度において実施箇所は見込量どおりの実績となっています。

⑤成年後見制度法人後見支援事業

平成28年度から社会福祉協議会と福祉課で法人後見事業実施に向けた研修等を実施しています。実施箇所数は、見込量どおりの実績となっています。

実利用見込み者数については研修参加者数とし、毎年10人前後の利用実績があります。

⑥意思疎通支援事業

ア 手話通訳者・要約筆記者派遣事業

各年度ともに、見込量を下回る利用実績となっています。

イ 手話通訳者設置事業

各年度ともに、見込量どおりの実績となっています。

⑦日常生活用具給付等事業

ア 介護・訓練支援用具

各年度ともに、見込量どおりの実績となっています。

イ 自立生活支援用具

令和4年度のみ、見込量を上回る実績となっています。

ウ 在宅療養等支援用具

令和3年度において、見込量を上回る実績となっています。

エ 情報・意思疎通支援用具

各年度ともに、おおむね見込量どおりの実績となっています。

オ 排泄管理支援用具

各年度、見込量をわずかに下回っています。

カ 居宅生活動作補助用具(住宅改修費)

令和4年度において、見込量どおりの利用実績となっています。

⑧手話奉仕員養成研修事業

嘉手納町・北谷町・読谷村で、入門講座・基礎講座・現任研修を持ち回りで開催しています。

令和3、4年度においては新型コロナウイルスの影響で研修を中止したため、利用実績はありませんでした。入門講座・基礎講座が対象となり、令和5年度は現任研修担当のため0人としています。

⑨移動支援事業移動支援事業

実利用者数は、令和4年度において、見込量を上回っています。

延べ利用時間数は、令和4年度のみ、見込量を上回る利用実績となっています。

⑩地域活動支援センター機能強化事業

各年度、実利用者数の見込量をわずかに下回る利用実績となっています。

⑪日中一時支援事業

各年度、利用者数、延べ利用時間の見込量を下回る利用実績となっています。

⑫点字・声の広報発行事業

各年度、実施箇所数は見込量どおりの実績値となっている一方、利用人数は見込量を下回る利用実績となっています。

⑬自動車運転免許・改造取得費助成事業

令和3、4年度は見込量を下回る利用実績となっています。

⑭レクリエーション事業

令和3年度は新型コロナウイルスの影響でイベントが中止となったため、利用実績はありませんでした。令和4年度は、見込量どおりの実績となっています。

⑮文化芸術活動振興事業

各年度、見込量どおりの実績となっています。

地域生活支援事業 事業名		第6期計画 見込			第6期計画 実績			
		R3年度 (見込)	R4年度 (見込)	R5年度 (見込)	R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	
①理解促進研修・啓発事業	実施見込み箇所数	1	1	1	1	1	1	
	実利用見込み者数	183	183	183	20	15	200	
②自発的活動支援事業	実施見込み箇所数	1	1	1	1	1	1	
	実利用見込み者数	21	21	21	4	37	37	
③相談支援事業								
ア 障害者相談支援事業	実施見込み箇所数	4	4	4	4	4	4	
	基幹相談支援センター	実施見込み箇所数	0	0	0	0	0	0
		実利用見込み者数	0	0	0	0	0	0
イ 基幹相談支援センター等機能強化事業	実施見込み箇所数	1	1	1	1	1	1	
	実利用見込み者数	210	210	210	147	147	152	
ウ 住宅入居等支援事業(居住サポート事業)	実施見込み箇所数	2	2	2	2	2	2	
	実利用見込み者数	3	3	3	8	2	6	
④成年後見制度利用支援事業	実利用見込み者数	1	1	1	0	1	1	
⑤成年後見制度法人後見支援事業	実施見込み箇所数	1	1	1	1	1	1	
	実利用見込み者数	0	0	1	9	13	10	
⑥意思疎通支援事業								
ア 手話通訳者・要約筆記者派遣事業 ※実利用見込み件数を記載	実利用見込み者数	14	14	14	6	9	7	
イ 手話通訳者設置事業 ※実設置見込み者数を記載	実施見込み箇所数	1	1	1	1	1	1	
⑦日常生活用具給付等事業 ※給付等見込み件数を記載								
ア 介護・訓練支援用具	実利用見込み者数	1	1	1	1	2	1	
イ 自立生活支援用具	実利用見込み者数	3	3	3	3	7	3	
ウ 在宅療養等支援用具	実利用見込み者数	1	1	1	8	0	3	
エ 情報・意思疎通支援用具	実利用見込み者数	4	4	4	3	4	5	
オ 排泄管理支援用具	実利用見込み者数	281	281	281	275	274	264	
カ 居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	実利用見込み者数	1	1	1	0	1	1	
⑧手話奉仕員養成研修事業 ※実養成講習修了見込み者数(登録見込み者数)を記載	実利用見込み者数	0	0	0	0	0	0	
⑨移動支援事業	実利用見込み者数	14	14	14	14	23	20	
	延べ利用見込み時間数	1,267	1,267	1,267	1,084	1,581	437	
⑩地域活動支援センター機能強化事業	実施見込み箇所数(自)	1	1	1	1	1	1	
	実利用見込み者数(自)	40	40	40	37	32	35	
⑪日中一時支援事業	実利用者数/実利用見込	21	21	21	15	10	4	
	利用時間/利用時間見込	3,716	3,716	3,716	993	450	84	
⑫点字・声の広報発行事業	箇所数	1	1	1	1	1	1	
	利用者数	5	6	7	3	2	2	
⑬自動車運転免許・改造取得費助成事業	利用者数	2	2	2	0	1	2	
⑭レクリエーション事業	箇所数	1	1	1	0	1	1	
⑮文化芸術活動振興事業	箇所数	1	1	1	1	1	1	

4 アンケート調査結果について

(1) 調査概要

① 調査の目的

第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画の策定に向け、障害者手帳・障害福祉サービスに係る受給者証をお持ちの方を対象に、福祉に関する意識・意向などを把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的に調査を行いました。

② 調査の対象

令和5年10月1日現在において、障害者手帳・障害福祉サービスに係る受給者証をお持ちの方

③ 調査の期間

○令和5年11月1日～令和5年11月19日

※調査期間終了後も一定期間調査票の回収を行いました。

④ 調査方法

○郵送による配布及び回収

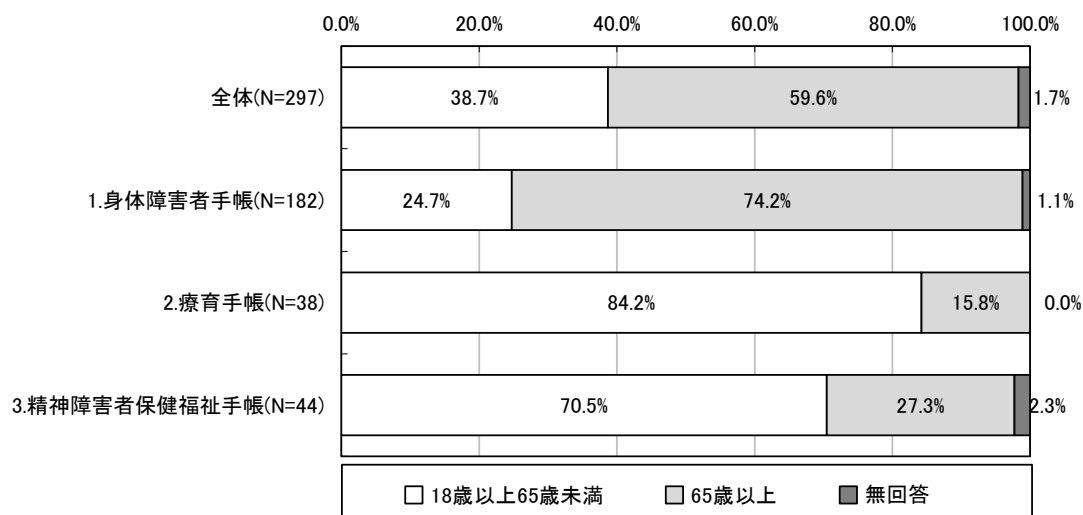
⑤ 回収結果

対象者	配布数	回収数	回収率
障害者	729票	297票	40.7%
障害児	71票	27票	38.0%

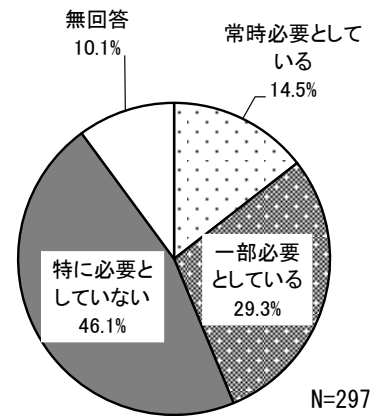
(2) 障害者の調査結果

① 基本事項(本人)について

○年齢は、「65歳以上」が59.6%、「18歳以上65歳未満」が38.7%となっており、高齢者の占める割合が高くなっています。特に、身体障害者手帳所持者においては、「65歳以上」が7割以上を占めています。

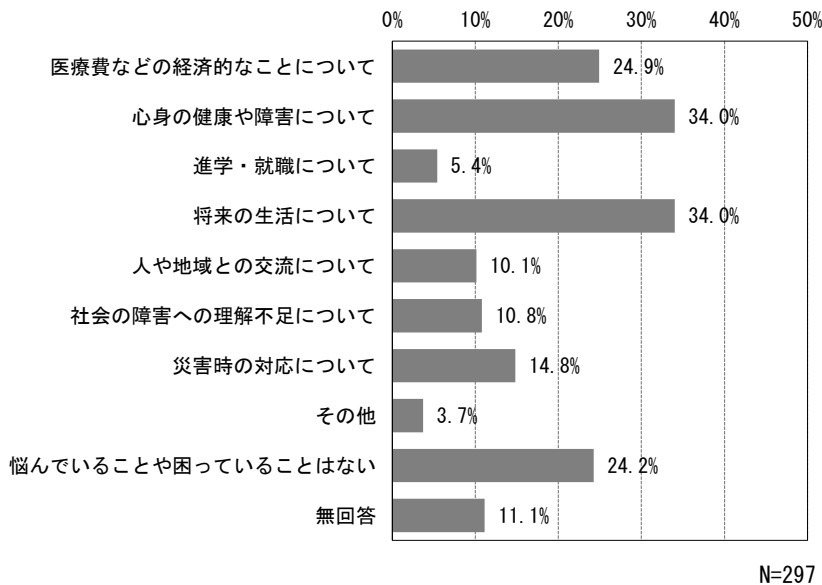


○普段の生活における介助の必要性については、「特に必要としない」が 46.1%で最も多く、次いで、「一部必要としている」が 29.3%、「常時必要としている」が 14.5%となっています。

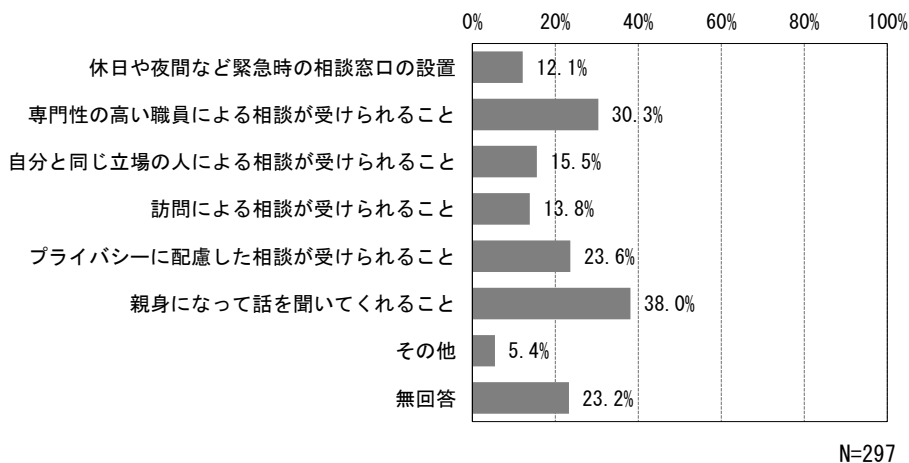


②相談について

○現在の困りごととしては、「心身の健康や障害について」、「将来の生活について」が 34.0%で最も多く、次いで「医療費などの経済的なことについて」が 24.9%、「悩んでいることや困っていることはない」が 24.2%などとなっています。



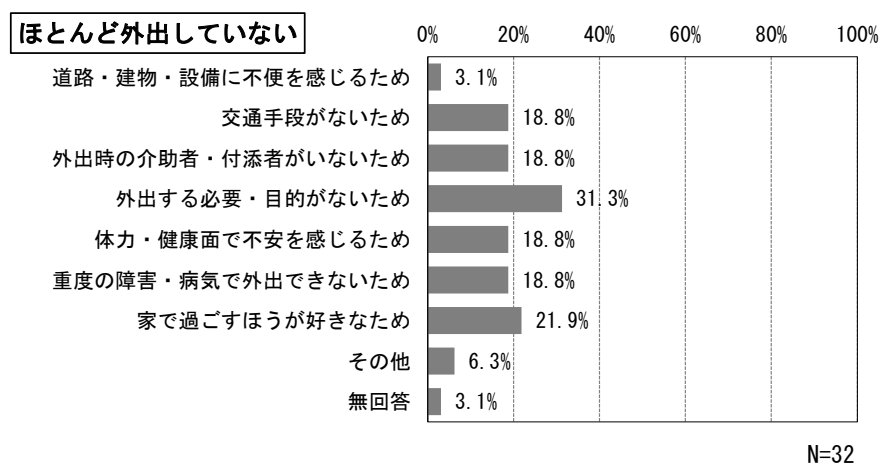
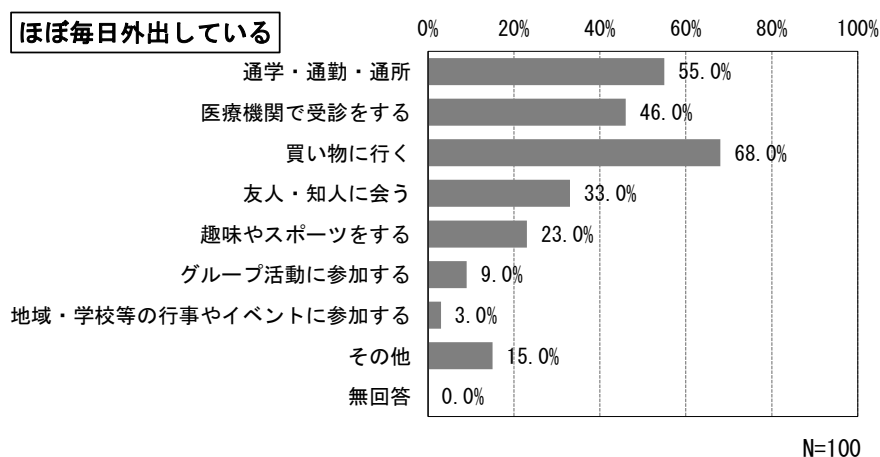
○相談体制に対して望むことについて、「親身になって話を聞いてくれること」が 38.0%で最も多く、次いで、「専門性の高い職員による相談が受けられること」が 30.3%、「プライバシーに配慮した相談が受けられること」が 23.6%などとなっています。



③外出について

○ほぼ毎日外出している方の外出目的としては、「買い物に行く」が 68.0%で最も多く、「通学・通勤・通所」が 55.0%、「医療機関で受診をする」が 46.0%などとなっています。

○ほとんど外出していない方の外出しない理由としては、「外出する必要・目的がないため」が 31.3%、「家で過ごす方が好きなため」が 21.9%、「交通手段がないため」、「外出時の介助者・付添者がいないため」、「体力・健康面で不安を感じるため」、「重度の障害・病気で外出できないため」が 18.8%などとなっています。



④障害福祉サービスについて

○福祉サービスの利用状況については、現在「利用していない」が多くなっています。また、今後利用したいかについては、いずれも「利用したいと思わない」が多くなっています。

○現在利用している内容では、「生活介護」、「計画相談支援」が主にあげられています。

○今後利用したいと思う内容では、「計画相談支援」が 25.9%で最も多く、そのほか、「生活介護」、「地域定着支援」、「居宅介護(ホームヘルプ)」、「施設入所支援」、「短期入所(福祉型)」が主にあげられています。

項目	現在の利用状況				今後の利用希望			
	利用している	利用していない	無回答	計	利用したいと思う	利用したくないと思う	無回答	計
① 居宅介護（ホームヘルプ） 自宅での入浴、排泄、食事の介護を行う	12	212	73	297	60	134	103	297
	4.0%	71.4%	24.6%	100.0%	20.2%	45.1%	34.7%	100.0%
② 重度訪問介護 重度の障害があり、行動上の困難を有する常に介護が必要な方に、自宅での介護並びに外出時の移動支援を総合的に行う	7	207	83	297	51	135	111	297
	2.4%	69.7%	27.9%	100.0%	17.2%	45.5%	37.4%	100.0%
③ 同行援護 視覚障害により、移動に著しい困難を有する方に、外出時における移動支援、視覚的情報の提供等の支援を行う	5	205	87	297	40	149	108	297
	1.7%	69.0%	29.3%	100.0%	13.5%	50.2%	36.4%	100.0%
④ 行動援護 知的障害又は精神障害により、行動上の困難を有する常に介護の必要な方に、外出時の移動や行動の際に生じる危険回避のための援護などを行う	10	199	88	297	56	135	106	297
	3.4%	67.0%	29.6%	100.0%	18.9%	45.5%	35.7%	100.0%
⑤ 重度障害者等包括支援 介護の必要性が高く、意思疎通に著しい困難を有する方に、居宅介護など複数のサービスの提供を包括的に行う	6	199	92	297	50	141	106	297
	2.0%	67.0%	31.0%	100.0%	16.8%	47.5%	35.7%	100.0%
⑥ 生活介護 常に介護を必要とする方に、施設などで行われる入浴、排せつ、食事の介護や創作的活動の提供を行う	35	177	85	297	65	125	107	297
	11.8%	59.6%	28.6%	100.0%	21.9%	42.1%	36.0%	100.0%
⑦ 療養介護 医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の支援を行う	14	202	81	297	55	125	117	297
	4.7%	68.0%	27.3%	100.0%	18.5%	42.1%	39.4%	100.0%
⑧ 施設入所支援 施設に入所する方に、入浴や排せつ、食事の介護などの支援を行う	27	189	81	297	61	118	118	297
	9.1%	63.6%	27.3%	100.0%	20.5%	39.7%	39.7%	100.0%
⑨ 自立訓練（機能訓練） 自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体的リハビリテーションや歩行訓練などの訓練を行う	20	199	78	297	58	120	119	297
	6.7%	67.0%	26.3%	100.0%	19.5%	40.4%	40.1%	100.0%
⑩ 自立訓練（生活訓練） 地域生活を営むうえで必要な生活能力の維持や向上のため、一定期間、食事や家事等の日常生活能力向上のための支援を行う	11	203	83	297	57	123	117	297
	3.7%	68.4%	27.9%	100.0%	19.2%	41.4%	39.4%	100.0%
⑪ 就労選択支援 ※令和7年度開始予定 就労を希望する方に、就労アセスメントを活用し、就労能力や適性等に合った就労選択の支援を行う	0	4	293	297	45	121	131	297
	0.0%	1.3%	98.7%	100.0%	15.2%	40.7%	44.1%	100.0%
⑫ 就労移行支援 就労を希望する方に、一定期間、就労に必要な知識や能力向上のための訓練を行う	7	195	95	297	40	135	122	297
	2.4%	65.7%	32.0%	100.0%	13.5%	45.5%	41.1%	100.0%
⑬ 就労継続支援A型 企業等での就労が困難な方に、雇用契約等に基づき働く場所を提供するとともに、就労に必要な知識や能力向上のための訓練を行う	12	190	95	297	36	135	126	297
	4.0%	64.0%	32.0%	100.0%	12.1%	45.5%	42.4%	100.0%
⑭ 就労継続支援B型 企業等での就労が困難な方に、働く場所を提供するとともに、就労に必要な知識や能力向上のための訓練を行う	16	185	96	297	35	138	124	297
	5.4%	62.3%	32.3%	100.0%	11.8%	46.5%	41.8%	100.0%
⑮ 就労定着支援 一般就労に移行した人に、就労に伴う課題に対応するための支援を行う	4	195	98	297	39	128	130	297
	1.3%	65.7%	33.0%	100.0%	13.1%	43.1%	43.8%	100.0%
⑯ 短期入所（福祉型） 居宅で介護を行う人が病気等で介護できない場合に、福祉施設で短期間の入所による介護を行う	4	201	92	297	62	120	115	297
	1.3%	67.7%	31.0%	100.0%	20.9%	40.4%	38.7%	100.0%
⑰ 短期入所（医療型） 重症心身障害者児などの医療が必要な方に、短期入所（福祉型）と同じような介護を病院等で行う	4	209	84	297	52	130	115	297
	1.3%	70.4%	28.3%	100.0%	17.5%	43.8%	38.7%	100.0%
⑱ 自立生活援助 単身生活に移行した人に、自立した日常生活を営む際の問題について、定期的な巡回訪問や随時の対応により、必要な情報の提供及び助言等を行う	7	202	88	297	53	129	115	297
	2.4%	68.0%	29.6%	100.0%	17.8%	43.4%	38.7%	100.0%
⑲ 共同生活援助（グループホーム） 夜間や休日に、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助等を行う	5	204	88	297	43	135	119	297
	1.7%	68.7%	29.6%	100.0%	14.5%	45.5%	40.1%	100.0%
⑳ 計画相談支援 障害福祉サービス等利用計画の作成や、事業者等との連絡調整を行うほか、利用状況の確認を行う	41	170	86	297	77	102	118	297
	13.8%	57.2%	29.0%	100.0%	25.9%	34.3%	39.7%	100.0%
㉑ 地域移行支援 障害者支援施設、精神科病院、保護施設、矯正施設等を退所する障害者や児童福祉施設を利用する18歳以上の方を対象として、住居確保、関係機関との調整等を行う	7	201	89	297	52	127	118	297
	2.4%	67.7%	30.0%	100.0%	17.5%	42.8%	39.7%	100.0%
㉒ 地域定着支援 単身で生活している障害者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行う	2	205	90	297	63	123	111	297
	0.7%	69.0%	30.3%	100.0%	21.2%	41.4%	37.4%	100.0%

⑤地域生活支援事業について

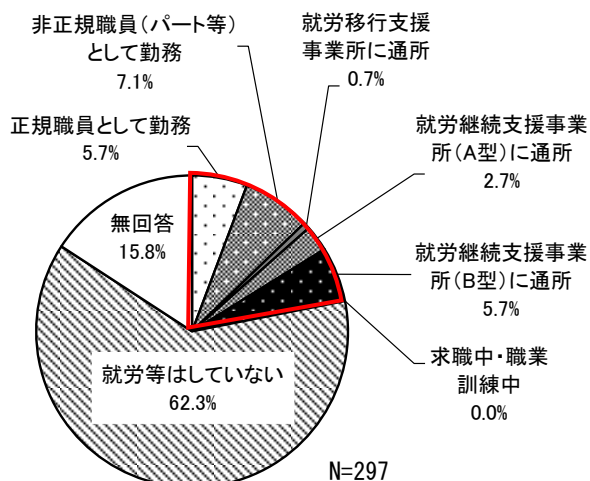
○現在利用している内容では、「相談支援事業」が 5.4%で最も多く、次いで「日常生活用具給付事業」が 4.7%、「移動支援事業」が 4.4%となっています。

○今後利用したいと思う内容では、「移動支援事業」が 28.6%で最も多く、次いで「日常生活用具給付事業」が 25.9%、「相談支援事業」が 25.3%、「日中一時支援事業」が 21.9%となっています。

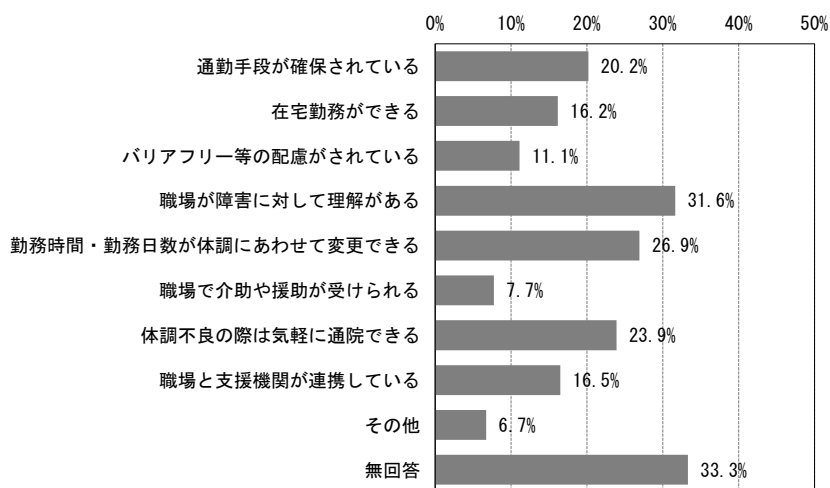
項目	現在の利用状況				今後の利用希望			
	利用している	利用していない	無回答	計	利用したいと思う	利用したいと思わない	無回答	計
① 理解促進研修・啓発事業 障害者等に対する理解を深めるために、研修（ペアレントトレーニング等）や啓発活動（パネル展・講演会等）を行う	2 0.7%	214 72.1%	81 27.3%	297 100.0%	30 10.1%	150 50.5%	117 39.4%	297 100.0%
② 自発的活動支援事業 障害者等やその家族、地域住民等が自発的に 行う活動（ゆんたく会等）に対し支援を行う	6 2.0%	207 69.7%	84 28.3%	297 100.0%	40 13.5%	140 47.1%	117 39.4%	297 100.0%
③ 相談支援事業 障害者等や障害者等の保護者等からの相談に 応じるとともに必要な情報の提供などを行う	16 5.4%	198 66.7%	83 27.9%	297 100.0%	75 25.3%	104 35.0%	118 39.7%	297 100.0%
④ 住宅入所等支援事業（居住サポート事業） 保証人がいない等の理由により賃貸住宅への 入居が困難な障害者等に対し、入居に必要な 調整などに係る支援を行う	3 1.0%	209 70.4%	85 28.6%	297 100.0%	56 18.9%	125 42.1%	116 39.1%	297 100.0%
⑤ 成年後見制度利用支援事業 自分で判断することが困難な障害者等に対し、 成年後見制度を利用するための支援を行う	7 2.4%	206 69.4%	84 28.3%	297 100.0%	49 16.5%	131 44.1%	117 39.4%	297 100.0%
⑥ 意思疎通支援事業 意思の伝達に支援が必要な障害者等に、手話 通訳者や要約筆記者の派遣を行う	3 1.0%	207 69.7%	87 29.3%	297 100.0%	33 11.1%	142 47.8%	122 41.1%	297 100.0%
⑦ 日常生活用具給付事業 障害の特性に合わせた適切な日常生活用具の 給付を行う。（特殊寝台、吸引器、入浴補助 用具、紙おむつ、住宅改修など）	14 4.7%	208 70.0%	75 25.3%	297 100.0%	77 25.9%	113 38.0%	107 36.0%	297 100.0%
⑧ 移動支援事業 障害等により外出時の移動が困難な人に対 し、外出の際の移動支援を行う	13 4.4%	210 70.7%	74 24.9%	297 100.0%	85 28.6%	103 34.7%	109 36.7%	297 100.0%
⑨ 地域活動支援センター 障害者等を対象に、地域活動支援センターに おいて創作的活動や、生産活動、交流促進等 の機会の提供を行う	7 2.4%	211 71.0%	79 26.6%	297 100.0%	49 16.5%	133 44.8%	115 38.7%	297 100.0%
⑩ 日中一時支援事業 障害者等の日中における活動の場を確保し、 障害者等を日常的に介護している家族の一時 的な休息の機会の提供などを行う	6 2.0%	211 71.0%	80 26.9%	297 100.0%	65 21.9%	121 40.7%	111 37.4%	297 100.0%
⑪ 点字・声の広報発行事業 文字による情報入手が困難な障害者等に、点 字、音声訳等のわかりやすい方法で情報提供 を行う	0 0.0%	210 70.7%	87 29.3%	297 100.0%	28 9.4%	146 49.2%	123 41.4%	297 100.0%
⑫ 自動車運転免許取得・自動車改造費助成 事業 障害のある方の自動車運転免許の取得や自動 車の改造にかかる費用の一部の助成を行う	0 0.0%	209 70.4%	88 29.6%	297 100.0%	42 14.1%	137 46.1%	118 39.7%	297 100.0%
⑬ レクリエーション事業 障害者等の交流、余暇活動の質の向上、体力 増強等に資するためにレクリエーション活動 を行う	10 3.4%	203 68.4%	84 28.3%	297 100.0%	47 15.8%	130 43.8%	120 40.4%	297 100.0%
⑭ 文化芸術活動振興事業 障害者等に対して文化芸術活動（アフリカ太 鼓ジャンバ体験等）の機会の提供を行う	2 0.7%	211 71.0%	84 28.3%	297 100.0%	29 9.8%	149 50.2%	119 40.1%	297 100.0%

⑥就労について

○就労状況については、「正規職員として勤務」、「非正規職員(パート等)として勤務」、「就労移行支援事業所に通所」、「就労継続支援事業所(A型)に通所」、「就労継続支援事業所(B型)に通所」を合計した 21.9%が働いていると回答しています。

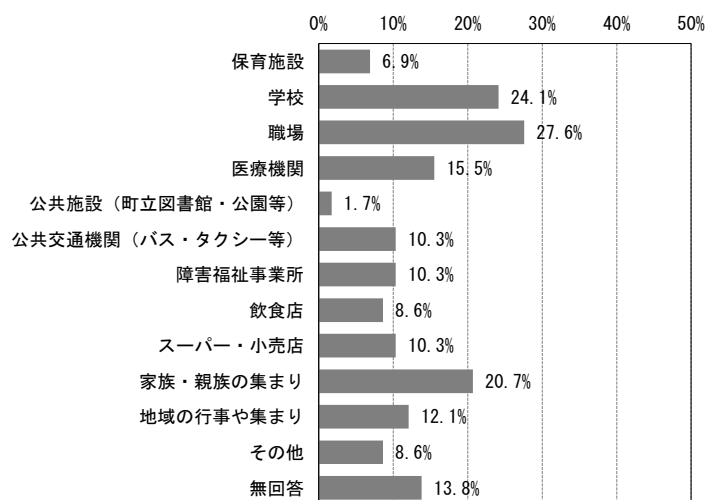


○就労支援で必要なこととしては、「職場が障害に対して理解がある」が 31.6%と最も多く、次いで、「勤務時間・勤務日数が体調にあわせて変更できる」が 26.9%、「体調不良の際は気軽に通院できる」が 23.9%などとなっています。



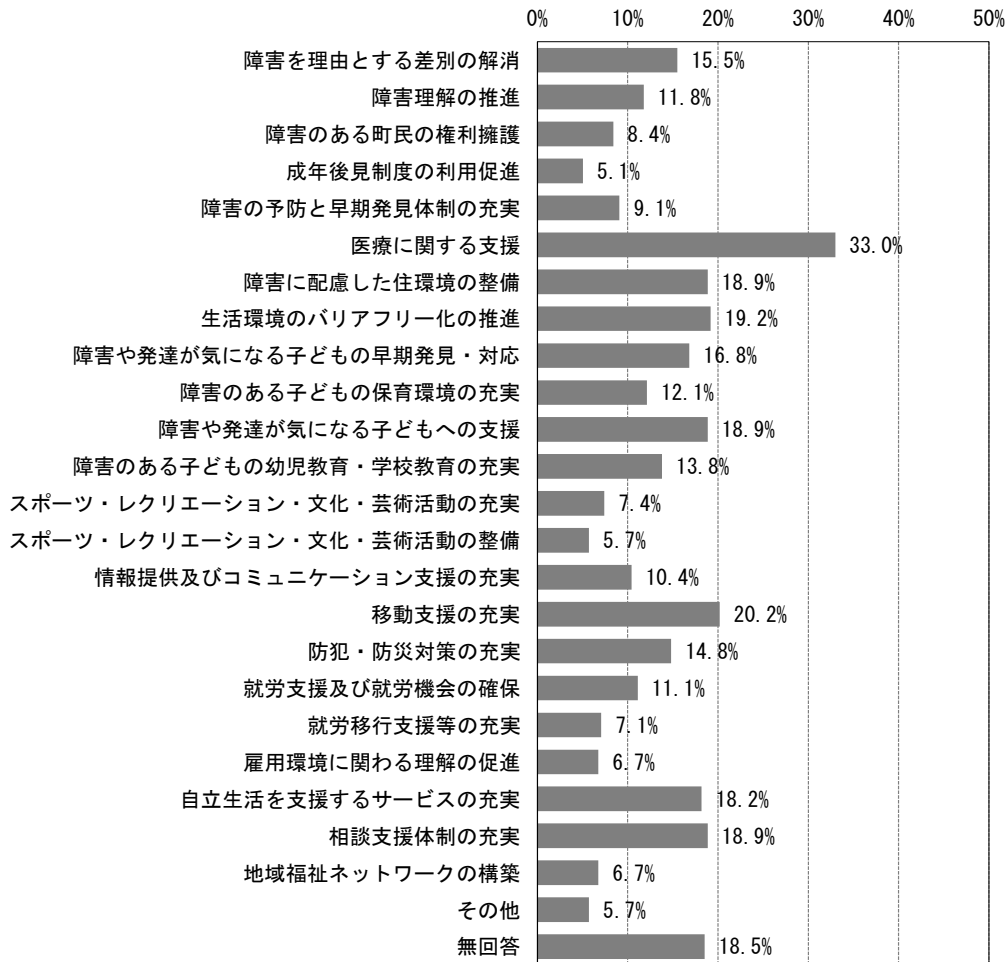
⑦偏見や差別について

○これまでに偏見や差別を受けたと感じたり、嫌な思いをした場所として、「職場」が 27.6%と最も多く、次いで「学校」が 24.1%、「家族・親族の集まり」が 20.7%などとなっています。



⑧施策要望について

○施策要望については、「医療に関する支援」が 33.0%で最も多く、次いで「移動支援の充実」が 20.2%、「生活環境のバリアフリー化の推進」が 19.2%、「障害に配慮した住環境の整備」が 18.9%、「障害や発達が気になる子どもへの支援」が 18.9%、「相談支援体制の充実」が 18.9% などとなっています。

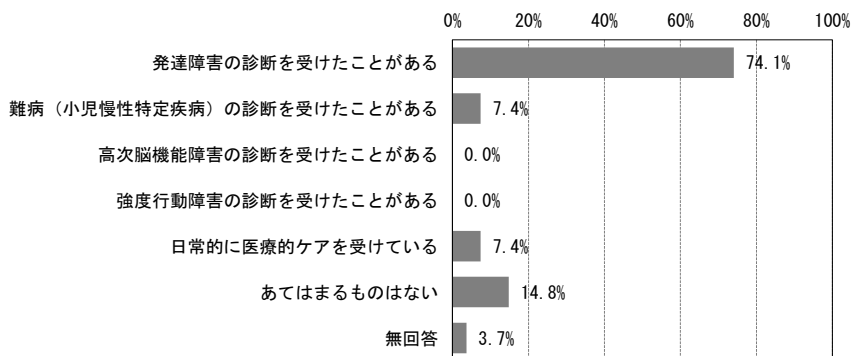


N=297

(3)障害児の調査結果

①基本事項(本人)について

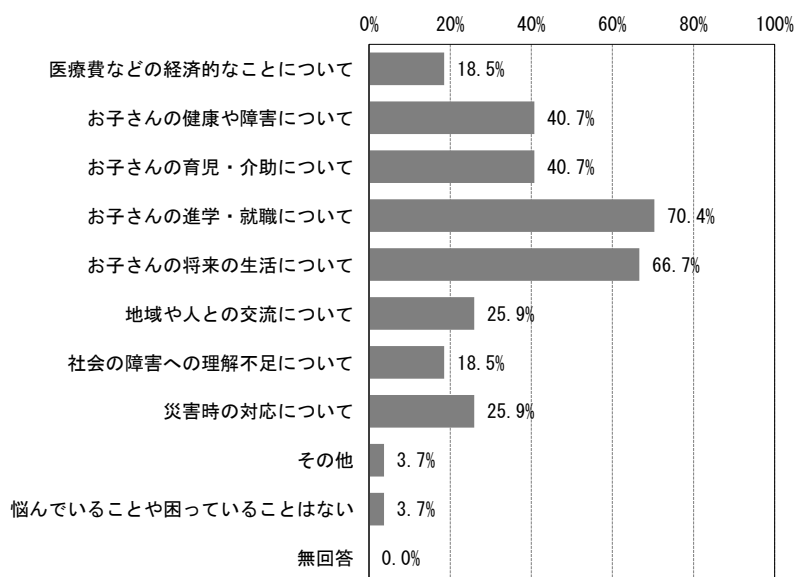
○「発達障害の診断を受けたことがある」と答えた方は 74.1%(20人)となっています。



N=27

②悩みや心配ごとについて

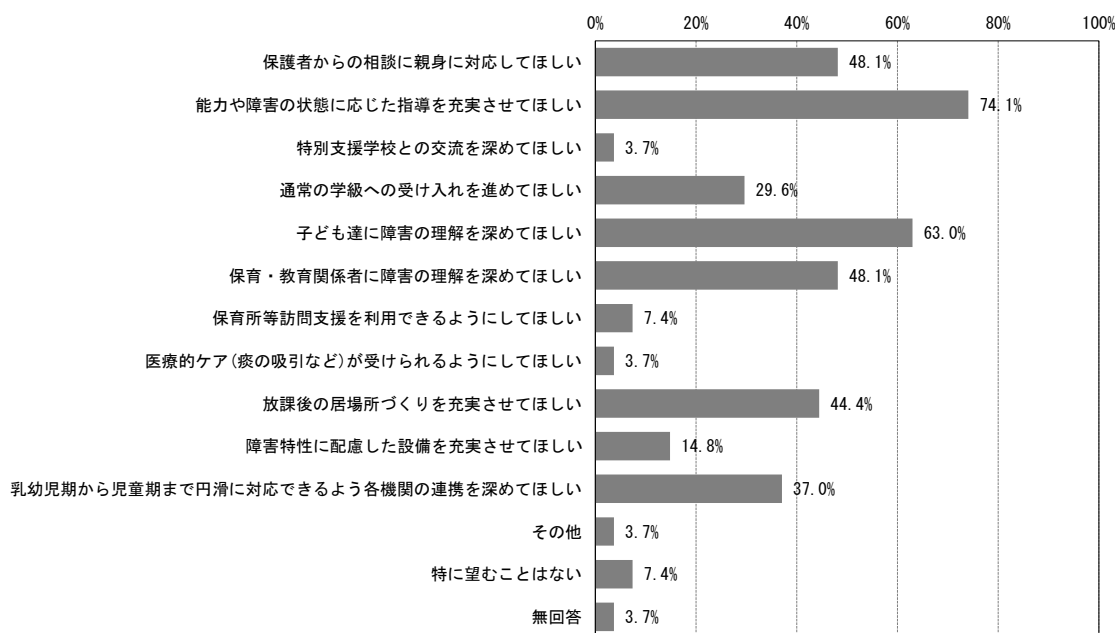
○悩みや心配ごとについては、「お子さんの進学・就職について」が 70.4%と最も多く、次いで「お子さんの将来の生活について」が 66.7%などとなっています。



N=27

③保育・教育について

○保育・教育に関する希望としては「能力や障害の状態に応じた指導を充実させてほしい」が 74.1%、「子ども達に障害の理解を深めてほしい」が 63.0%、「保護者からの相談に親身に対応してほしい」、「保育・教育関係者に障害の理解を深めてほしい」が 48.1%などとなっています。



N=27

④福祉サービスについて

○福祉サービスの利用状況については、「放課後等デイサービス」が 55.6%で最も多く、「障害児相談支援」が 48.1%、「児童発達支援」が 25.9%となっています。今後の利用希望についても、「児童発達支援」、「放課後等デイサービス」、「障害児相談支援」が主にあげられています。

項目	現在の利用状況				今後の利用希望			
	利用している	利用していない	無回答	計	利用したいと思う	利用したくないと思う	無回答	計
① 児童発達支援 日常生活における基本的な動作指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行う	7 25.9%	20 74.1%	0 0.0%	27 100.0%	13 48.1%	11 40.7%	3 11.1%	27 100.0%
② 医療型児童発達支援 日常生活における基本的な動作指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援と治療を行う	1 3.7%	25 92.6%	1 3.7%	27 100.0%	4 14.8%	20 74.1%	3 11.1%	27 100.0%
③ 放課後等デイサービス 学校に通学している障害児等が放課後や休日に、施設で生活能力向上の訓練などを行う	15 55.6%	12 44.4%	0 0.0%	27 100.0%	20 74.1%	3 11.1%	4 14.8%	27 100.0%
④ 居宅訪問型児童発達支援 重度の障害で通所サービスを受けるために外出することが困難な障害児を対象に、利用者の居宅を訪問し、発達の支援を行う	0 0.0%	25 92.6%	2 7.4%	27 100.0%	1 3.7%	23 85.2%	3 11.1%	27 100.0%
⑤ 保育所等訪問支援 保育所などに児童指導員や保育士が訪問し、集団生活に適応するための専門的な支援を行う	4 14.8%	21 77.8%	2 7.4%	27 100.0%	8 29.6%	16 59.3%	3 11.1%	27 100.0%
⑥ 障害児相談支援 障害児支援利用計画の作成や、事業者等との連絡調整を行うほか、利用状況の確認を行う	13 48.1%	12 44.4%	2 7.4%	27 100.0%	15 55.6%	8 29.6%	4 14.8%	27 100.0%
⑦ 居宅介護（ホームヘルプ） 自宅で入浴、排泄、食事の介護を行う	0 0.0%	25 92.6%	2 7.4%	27 100.0%	3 11.1%	23 85.2%	1 3.7%	27 100.0%
⑧ 行動援護 視覚障害により、移動に著しい困難を有する方に、外出時における移動支援、視覚的情報の提供等の支援を行う	0 0.0%	25 92.6%	2 7.4%	27 100.0%	1 3.7%	25 92.6%	1 3.7%	27 100.0%
⑨ 自立訓練（機能訓練） 知的障害又は精神障害により、行動上の困難を有する常に介護の必要な方に、外出時の移動や行動の際に生じる危険回避のための援護などを行う	0 0.0%	25 92.6%	2 7.4%	27 100.0%	3 11.1%	23 85.2%	1 3.7%	27 100.0%
⑩ 重度障害者等包括支援 介護の必要性がとて高く、意思疎通に著しい困難を有する方に、居宅介護など複数のサービスを包括的にを行う	1 3.7%	25 92.6%	1 3.7%	27 100.0%	2 7.4%	23 85.2%	2 7.4%	27 100.0%
⑪ 短期入所（福祉型） 居宅で介護を行う人が病気等で介護できない場合に、福祉施設で短期間の入所による介護を行う	0 0.0%	25 92.6%	2 7.4%	27 100.0%	5 18.5%	21 77.8%	1 3.7%	27 100.0%
⑫ 短期入所（医療型） 重症心身障害児者などの医療が必要な方に、短期入所（福祉型）と同じような介護を病院等で行う	0 0.0%	25 92.6%	2 7.4%	27 100.0%	2 7.4%	23 85.2%	2 7.4%	27 100.0%

⑤地域生活支援事業について

○現在利用している内容では、「相談支援事業」が 29.6%で最も多く、次いで「文化芸術活動振興事業」が 11.1%、「理解促進研修・啓発事業」、「日常生活用具給付事業」が 7.4%となっています。

○今後利用したいと思う内容では、「理解促進研修・啓発事業」、「自発的活動支援事業」、「相談支援事業」、「地域活動支援センター」が主にあげられています。

項目	現在の利用状況				今後の利用希望			
	利用している	利用していない	無回答	計	利用したいと思う	利用したくないと思う	無回答	計
① 理解促進研修・啓発事業 障害者等に対する理解を深めるために、研修（ペアレントトレーニング等）や啓発活動（パネル展・講演会等）を行う	2	24	1	27	11	14	2	27
	7.4%	88.9%	3.7%	100.0%	40.7%	51.9%	7.4%	100.0%
② 自発的活動支援事業 障害者等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動（ゆんたく会等）に対し支援を行う	1	25	1	27	11	14	2	27
	3.7%	92.6%	3.7%	100.0%	40.7%	51.9%	7.4%	100.0%
③ 相談支援事業 障害者等や障害者等の保護者等からの相談に応じるとともに必要な情報の提供などを行う	8	19	0	27	16	8	3	27
	29.6%	70.4%	0.0%	100.0%	59.3%	29.6%	11.1%	100.0%
④ 成年後見制度利用支援事業 自分で判断することが困難な障害者等に対し、成年後見制度を利用するための支援を行う	0	26	1	27	10	15	2	27
	0.0%	96.3%	3.7%	100.0%	37.0%	55.6%	7.4%	100.0%
⑤ 意思疎通支援事業 意思の伝達に支援が必要な障害者等に、手話通訳者や要約筆記者の派遣を行う	0	25	2	27	1	25	1	27
	0.0%	92.6%	7.4%	100.0%	3.7%	92.6%	3.7%	100.0%
⑥ 日常生活用具給付事業 障害の特性に合わせた適切な日常生活用具の給付を行う。（特殊寝台、吸引器、入浴補助用具、紙おむつ、住宅改修など）	2	24	1	27	4	21	2	27
	7.4%	88.9%	3.7%	100.0%	14.8%	77.8%	7.4%	100.0%
⑦ 移動支援事業 障害等により外出時の移動が困難な人に対し、外出の際の移動の支援を行う	0	25	2	27	3	23	1	27
	0.0%	92.6%	7.4%	100.0%	11.1%	85.2%	3.7%	100.0%
⑧ 地域活動支援センター 障害者等を対象に、地域活動支援センターにおいて創作的活動や、生産活動、交流促進等の機会の提供を行う	1	25	1	27	13	12	2	27
	3.7%	92.6%	3.7%	100.0%	48.1%	44.4%	7.4%	100.0%
⑨ 日中一時支援事業 障害者等の日中における活動の場を確保し、障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息の機会の提供を行う	1	25	1	27	10	15	2	27
	3.7%	92.6%	3.7%	100.0%	37.0%	55.6%	7.4%	100.0%
⑩ 点字・声の広報発行事業 文字による情報入手が困難な障害者等に、点字、音声訳等のわかりやすい方法で情報提供を行う	0	25	2	27	1	25	1	27
	0.0%	92.6%	7.4%	100.0%	3.7%	92.6%	3.7%	100.0%
⑪ レクリエーション事業 障害者等の交流、余暇活動の質の向上、体力増強等に資するためにレクリエーション活動を行う	1	23	3	27	9	17	1	27
	3.7%	85.2%	11.1%	100.0%	33.3%	63.0%	3.7%	100.0%
⑫ 文化芸術活動振興事業 障害者等に対して文化芸術活動（アフリカ太鼓ジャンベ体験等）の機会の提供を行う	3	22	2	27	10	16	1	27
	11.1%	81.5%	7.4%	100.0%	37.0%	59.3%	3.7%	100.0%

第3章 第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画

1 国の障害福祉計画及び障害児福祉計画に係る基本指針について

計画策定に当たり、国の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成十八年厚生労働省告示第三百九十五号)」による基本指針の概要を整理すると、次のとおりです。

※アンダーラインが変更箇所を示します。

第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画	第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画
1.障害福祉計画・障害児福祉計画が目指す目的(基本指針1P)	
障害者総合支援法及び児童福祉法の趣旨等を踏まえ、障害者等の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る <u>令和五年度末の目標を設定するとともに、令和三年度から令和五年度までの第六期障害福祉計画及び第二期障害児福祉計画の作成又は変更</u> に当たって即すべき事項を定め、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業並びに障害児通所支援、障害児入所支援及び障害児相談支援を提供するための体制の確保が総合的かつ計画的に図られるようにすることを目的とするものである。	障害者総合支援法及び児童福祉法の趣旨並びに <u>障害者権利条約及び障害者の権利に関する委員会の総括所見における勧告の趣旨等を踏まえ、障害者等の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る令和八年度末の目標を設定するとともに、令和六年度から令和八年度までの第七期障害福祉計画及び第三期障害児福祉計画の作成又は変更</u> に当たって即すべき事項を定め、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業並びに障害児通所支援、障害児入所支援及び障害児相談支援を提供するための体制の確保が総合的かつ計画的に図られるようにすることを目的とするものである。
2.第一の一 計画の基本的理念(基本指針2P)	
1.障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援 2.市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等 3.入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備 4.地域共生社会の実現に向けた取組 5.障害児の健やかな育成のための発達支援 6.障害福祉人材の確保 7.障害者の社会参加を支える取組	1.障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援 2.市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等 3.入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備 4.地域共生社会の実現に向けた取組 5.障害児の健やかな育成のための発達支援 6.障害福祉人材の確保・ <u>定着</u> 7.障害者の社会参加を支える取組 <u>定着</u>
3.第一の二 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方(基本指針6P)	
1.全国で必要とされる訪問系サービスの保障 2.希望する障害者等への日中活動系サービスの保障 3.グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実	1.全国で必要とされる訪問系サービスの保障 2.希望する障害者等への日中活動系サービスの保障 3.グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実

4.福祉施設から一般就労への移行等の推進 5.強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者に対する支援体制の充実 6.依存症対策の推進	4.福祉施設から一般就労への移行等の推進 5.強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者等※1に対する支援体制の充実 6.依存症対策の推進
4.第一の三 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方(基本指針9P)	
1.相談支援体制の構築 2.地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保 3.発達障害者等に対する支援 4.協議会の設置等	1.相談支援体制の充実・強化 2.地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保 3.発達障害者等に対する支援 4.協議会の活性化
5.第一の四 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方(基本指針13P)	
1.地域支援体制の構築 2.保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援 3.地域社会への参加・包容の推進 4.特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備 5.障害児相談支援の提供体制の確保	1.地域支援体制の構築 2.保育、保健医療、教育、就労支援等の関係機関と連携した支援 3.地域社会への参加・包容(インクルージョン)※2の推進 4.特別な支援が必要な障害児に対する支援体制の整備 5.障害児相談支援の提供体制の確保
6.第三 計画の作成に関する事項(基本指針28P)	
1.計画の作成に関する基本的事項 2.市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画の作成に関する事項 3.都道府県障害福祉計画及び都道府県障害児福祉計画の作成に関する事項 4.その他 計画の期間:障害福祉計画等は、三年を一期として作成することとする。	1.計画の作成に関する基本的事項 2.市町村障害福祉計画及び市町村障害児福祉計画の作成に関する事項 3.都道府県障害福祉計画及び都道府県障害児福祉計画の作成に関する事項 4.その他 計画の期間:障害福祉計画等は、三年を一期として作成することを基本としつつ、都道府県及び市町村が <u>地域の実情や報酬改定・制度改正の影響の有無を考慮して、柔軟な期間設定を可能とする。ただし、国がこの指針を改定した時点において、都道府県及び市町村が報酬改定や制度改正の動向、地域の状況の変化、他の行政計画の見直し等を踏まえて、支給実績、障害福祉に関するニーズ、事業者の状況等について調査、分析及び評価を行い、その結果として算出されたサービス見込量と既存のサービス見込量について乖離が生じた場合はサービス見込量の変更について三年を一期として必ず計画に反映させるとともに、新しい指針を踏まえた成果目標及び活動指標との乖離が生じた時等必要がある場合には計画期間の途中であっても見直しを行う。</u>

7.その他自立支援給付及び地域生活支援事業並びに障害児通所支援等の円滑な実施を確保するために必要な事項等(基本指針 43P)	
1.障害者等に対する虐待の防止 2.意思決定支援の促進 3.障害者の芸術文化活動支援による社会参加等の促進 4.障害を理由とする差別の解消の推進 5.障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実	1.障害者等に対する虐待の防止(精神障害者に対する虐待の防止を追加) 2.意思決定支援の促進 3.障害者の芸術文化活動支援による社会参加等の促進 4.障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進※3 5.障害を理由とする差別の解消の推進 6.障害福祉サービス等及び障害児通所支援等を提供する事業所における利用者の安全確保に向けた取組や事業所における研修等の充実

- ※1 強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者等
強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害者について、サービスにつながっていない在宅の者や難病患者も含めて障害福祉サービスをはじめとする適切な支援を行うため、“等”の表記が追記された。
- ※2 障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)
インクルージョンは、社会が障害者(児)を包み込んで受け入れる=障害のある人を社会から排除しないという考え方。障害児の場合、障害の有無に関わらず、さまざまな遊び等を通じて子ども達がともに過ごし、ともに学び合う経験を持てるようにすること。
- ※3 障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進
障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が令和4年5月に施行されたことによる追記。障害特性に配慮した意思疎通支援(手話通訳、要約筆記、代筆・代読等)のニーズ調査、意思疎通支援者の養成、ICT 機器の利活用等の取組が求められている。

2 第7期障害福祉計画における成果目標の設定

国の基本指針の内容や過去の実績等に加え、実現の可能性も勘案した上で、令和8年度(2026年度)の成果目標を以下のように設定します。

(1)福祉施設入所者の地域生活への移行

〈国の基本指針〉

- 令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上を地域生活へ移行
- 令和4年度末時点の施設入所者数の5%以上を削減

■現状及び成果

- 1名(目標値)が地域へ移行することができました。
- 地域生活への移行に係るサービス事業所が少ないため、相談支援事業で関係機関と連携しながら地域移行支援を行っています。

■課題及び方策

地域生活への移行に係るサービス事業所が少ないため、町内でサービス事業所が開所できるよう支援に努めます。

■目標値

事 項	数 値		備 考
現入所者数(A)	25 人		令和4年度末(R5.3.31 現在)の入所者数
目標年度入所者数(B)	24 人		令和8年度末の見込み
削減見込み目標値(C)	1 人	4%	$C = A - B = E - D$ (国指針:目標 5%以上削減)
新規入所者数(D)	0 人		令和6年～令和8年度末までの新規入所者の見込
退所者数(E)	1 人		令和6年～令和8年度末までの退所者の見込
地域移行目標数(F)	1 人	4%	(E)のうち、地域移行目標者(国指針:目標6%以上移行)

(2)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

〈国の基本指針〉

○精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築として、保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置する

■現状及び成果

○「保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置」については、障害者自立支援協議会相談支援部会に「地域移行・定着ワーキング」を設置済みです。毎年開催を継続しており、支援体制を維持しています。

■課題及び方策

○本町に対象者がいないため、近年は地域移行・定着ワーキングにおいても、事例検討は行えておりませんが、今後に備えて各機関との連携は引き続き行い、支援体制の維持に努めます。

■目標値

事 項	設置方法		設置時期			設置方法		
	単独設置	共同設置	令和6年	令和7年	令和8年	新規設置	既存組織活用	その他
保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置	○		H28に設置済				○	

事 項	回数又は人数		
	令和6年	令和7年	令和8年
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	年1回	年1回	年1回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加人数	8人	8人	8人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	年1回	年1回	年1回

(3)地域生活支援の充実

<p>〈国の基本指針〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○各市町村における地域生活支援拠点等の整備(複数市町村による共同整備を含む。) ○地域生活支援の充実に向けたコーディネーターの配置、年1回以上の運用状況の検証及び検討 ○強度行動障害者の状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備(各市町村又は圏域)

■現状及び成果

- 地域生活支援拠点の整備については、地域における複数の機関が分担して機能を担う面的整備型として令和元年度に整備済みです。
- 地域生活支援拠点等整備事業検討会議を開催し、対象者の確認・見直しや、拠点プランの作成を行っています。

■課題及び方策

- 障害の種類や程度に関わらず、等しく支援の提供が出来るよう、整備の強化に努めます。

■目標値

事 項	整備区域※1			設置時期		
	単独設置	圏域設置	圏域の範囲	令和6年	令和7年	令和8年
地域生活支援拠点の整備	○			R1に設置済		
	整備手法※2					
	多機能拠点整備型	面的整備型	多機能拠点+面的整備	その他	未定	
		○				

※1 整備区域 「単独整備」 当該市町村内で拠点に必要な機能を確保すること。

「圏域整備」 当該市町村外の社会資源等も活用しながら拠点に必要な機能を確保すること。

※2 整備手法 「多機能拠点整備型」 地域生活支援拠点に求められる5つの機能を集約し、共同生活援助や障害者支援施設等に付加した拠点の整備手法

「面的整備型」 地域における複数の機関が分担して機能を担う体制の整備手法

事 項	回数又は人数		
	令和6年	令和7年	令和8年
コーディネーターの配置人数	2人	2人	2人
地域生活支援拠点の機能の充実にに向けた運用状況の検証及び検討(年間回数)	年2回	年2回	年2回

事 項	整備区域※1			設置時期		
	単独設置	圏域設置	圏域の範囲	令和6年	令和7年	令和8年
強度行動障害者への支援体制の整備	○					○

※1 整備区域 「単独整備」 当該市町村内で拠点に必要な機能を確認すること。

「圏域整備」 当該市町村外の社会資源等も活用しながら拠点に必要な機能を確認すること。

(4)福祉施設から一般就労への移行

<p>〈国の基本指針〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○令和3年度実績の 1.28 倍以上、福祉施設利用者を一般就労へ移行 ○令和3年度実績の 1.31 倍以上、就労移行支援事業利用者を一般就労へ移行 ○就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用者に占める一般就労へ移行したものの割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とする ○令和3年度実績の 1.29 倍以上、就労継続支援A型事業利用者を一般就労へ移行 ○令和3年度実績の 1.28 倍以上、就労継続支援B型事業利用者を一般就労へ移行 ○令和3年度実績の 1.41 倍以上、就労定着支援事業の利用者数の増加 ○就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とする

■現状及び成果

- 一般就労へのステップアップが見込める利用者・一般就労を希望する利用者等については、次の段階の提案及び移行支援を行っています。
- 目標値には至っていませんが、毎年一定数の方が一般就労に移行することができています。

■課題及び方策

- 一般就労を希望する利用者が少ないため、一般就労への移行についての情報提供や推進に努めます。
- 相談支援専門員・就労移行支援事業所・サービス担当者との連携を密にし、サービス利用者への支援強化を図ります。

■目標値

ア 一般就労への移行

事 項	数 値	備 考
令和3年度の年間一般就労移行者数	4 人	令和元年度において就労移行支援事業所等を通じて、一般就労した者の数
目標年度(令和8年度)における年間一般就労移行者数	6 人 1.50 倍	令和8年度中に福祉施設を退所し、一般就労する者の数 (国指針:令和3年度実績の 1.28 倍以上)

イ 令和8年度末における就労移行支援事業の移行者数

事 項	数 値	備 考
令和3年度末の就労移行支援事業所の移行者数	1人	令和3年度末の就労移行支援事業所の移行者数
目標年度(令和8年度末)における一般就労への移行者数	1人 1.00 倍	令和8年度末の一般就労への移行実績 (国指針:令和3年度末の 1.31 倍以上 (31%以上)の増加)

ウ 就労移行支援事業利用者の一般就労移行率

事 項	数 値	備 考
令和8年度末の管内就労移行支援事業所数(見込み)	1か所	令和8年度末の就労移行支援事業所の管内事業所数 ・増加の見込みがある場合、令和3年度末の事業所数に加えて記載すること。 ・増加するか見込めない場合は、令和3年度末の事業所数を暫定的に記載すること。
令和8年度末における一般就労移行率が5割以上の就労移行支援事業所の数	1か所	国指針：就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。

エ 令和8年度末における就労継続支援 A 型事業の移行者数

事 項	数 値	備 考
令和3年度末の就労継続支援A型事業所の移行者数	3人	令和3年度末の就労継続支援A型事業所の移行者数
目標年度(令和8年度末)における一般就労への移行者数	4人 1.33倍	令和8年度末の一般就労への移行実績(国指針：令和3年度末の 1.29 倍以上(29%以上)の増加)

オ 令和8年度末における就労継続支援 B 型事業の移行者数

事 項	数 値	備 考
令和3年度末の就労継続支援 B 型事業所の移行者数	0人	令和3年度末の就労継続支援B型事業所の移行者数
目標年度(令和8年度末)における一般就労への移行者数	1人	令和8年度末の一般就労への移行実績(国指針：令和3年度末の 1.28 倍以上(28%以上)の増加)

カ 就労定着支援事業の利用者数及び就労定着率

事 項	数 値	備 考
令和3年度における就労定着支援事業の利用者数	0人	令和3年度における就労定着支援事業の利用者数
令和8年度における就労定着支援事業の利用者数	2人	国指針：就労定着支援事業の利用者数については、令和3年度実績の 1.41 倍以上(41%以上)とすることを基本とする。
令和8年度末の管内就労定着支援事業所数(見込み)	1か所	令和8年度末の就労移行支援事業所の管内事業所数 ・増加の見込みがある場合、令和3年度末の事業所数に加えて記載すること。 ・増加するか見込めない場合は、令和3年度末の事業所数を暫定的に記載すること。
令和8年度末における就労定着率が7割以上の就労支援事業所の数	1か所	国指針：就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上

(5)相談支援体制の充実・強化等

〈国の基本指針〉

- 基幹相談支援センターの設置(各市町村(複数市町村による共同設置を含む。))
- 基幹相談支援センターにおける地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保
- 協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善及び必要な協議会の体制の確保

■現状及び成果

- 福祉課障害福祉係において役割を担っています。

■課題及び方策

- 基幹相談支援センターを設置するまでの期間においても、地域の相談支援事業所及び委託相談員、その他相談機関との連携強化を行い、相談支援体制の充実・強化に努めます。

■目標値

事 項	設置方法		実施時期		
	単独設置	圏域設置	令和6年	令和7年	令和8年
ア 基幹相談支援センターの設置	○				○
イ 地域の相談支援体制の強化					
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言の件数			48	48	48
地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数			40	40	40
地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数			22	22	22
個別事例の支援内容の検証の実施回数			24	24	24
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数			0	0	0
ウ 協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善					
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数(頻度)			24	24	24
参加事業者・機関数			14	14	14
協議会の専門部会の設置数			3	3	3
協議会の専門部会の実施回数(頻度)			15	15	15

(6)障害福祉サービス等の質を向上させるための取組みに係る体制の構築

〈国の基本指針〉

- 障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取組を行う。
- 障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障害者等が真に必要とする障害福祉サービス等が提供できているのか検証。
- 障害福祉サービス等に係る各種研修の活用
- 障害福祉サービス事業者、相談支援事業者等に対する「障害福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」の普及啓発による計画的な人材養成の推進
- 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有
- 指導監査結果の関係市町村との共有

■現状及び成果

- 都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修、その他の研修に3人参加しており、個々の職員の質の向上に努めています。

■課題及び方策

- 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有について、他市町村と意見交換を行い、体制の構築に努めます。

■目標値

ア 質の向上に向けた研修への参加人数の見込み

事 項	参加時期及び人数		
	令和6年	令和7年	令和8年
都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加人数	3人	3人	3人

イ 障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有

事 項	構築時期		
	令和6年	令和7年	令和8年
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の構築			○

事 項	回数		
	令和6年	令和7年	令和8年
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等との共有実施回数(年間回数)	1回	1回	1回

3 障害福祉サービス等の見込み量の設定

※令和3年度および令和4年度の実績については、各年度の3月サービス提供月の実績を記入しています。

※令和6年度から令和8年度の見込みについては、1月あたりの平均利用者数、平均利用時間数、平均利用日数を記入しています。

これまでの実績や地域の実情を勘案して、令和6年度から令和8年度の障害福祉サービス等の見込み(活動指標)や、確保方策の取組を進めます。

なお、サービスの見込み量の過不足にかかわりなく、必要なサービスについては、適時確保に向けた取組、提供を行います。

(1)訪問系サービス

■サービス概要

事業名	内容
居宅介護	自宅を訪問して、入浴、排泄、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活などに関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者または重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害があり、常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排泄、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
同行援護	重度の視覚障害で移動に困難を有する障害のある人などを対象に、外出時に同行し、移動時及びそれに伴う外出先の支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護など複数のサービスを包括的にを行います。

■現状及び成果

- 「居宅介護」について、第6期計画期間中はコロナ禍でのサービス提供であることから、生活介護から居宅介護へ計画を切り替えてサービス提供を実施することがあり、利用者が増えている状況です。
- 「行動援護」、「同行援護」については、第6期計画期間中はコロナ禍によりサービス利用自粛がみられたため、第7期では利用者が増えるものと考えられます。
- 「重度訪問介護」、「重度障害者等包括支援」は令和3年度以降の利用実績はありません。

■サービス見込の考え方

- 「居宅介護」については、コロナ収束により生活介護への切り替えによる利用者減が見込まれます。
- 「行動援護」、「同行援護」については、コロナ収束により利用者が増えるものと考えられます。これまでどおり、円滑にサービスが利用できるよう、サービス提供事業者と連携を図ります。

○「重度訪問介護」は近年の実績は無いですが、地域移行の推進による利用増を勘案し、今後1人の利用を見込み、必要に応じてサービス提供事業者と連携を図り、円滑にサービスが利用できるように努めます。

サービス種別	活動指標	第6期計画実績		実績見込	第7期計画 見込量		
		R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
居宅介護	利用者数(人/月)	38	39	33	37	37	37
	利用量(時間/月)	572	530	430	517	517	517
重度訪問介護	利用者数(人/月)	0	0	0	1	1	1
	利用量(時間/月)	0	0	0	91	91	91
行動援護	利用者数(人/月)	1	2	1	2	2	2
	利用量(時間/月)	8	11	11	10	10	10
同行援護	利用者数(人/月)	8	8	7	9	9	9
	利用量(時間/月)	108	91	91.5	95	95	95
重度障害者等 包括支援	利用者数(人/月)	0	0	0	0	0	0
	利用量(時間/月)	0	0	0	0	0	0

(2)日中活動系サービス

■サービス概要

事業名	内 容
生活介護	常に介護を必要とする人に、日中の間、入浴、排泄、食事の介護などを行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練)	身体障害を有する者が、自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。
自立訓練 (生活訓練)	知的障害又は精神障害を有する者が、自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。
就労選択支援	就労を希望する方に、就労アセスメントを活用し、働き方の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する新たなサービスです。
就労移行支援	一般企業などへの就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (A型:雇成型)	一般企業などでの就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 A型は事業者との雇用契約があるサービス(最低賃金を保障)です。
就労継続支援 (B型:非雇成型)	一般企業などでの就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 B型は雇用契約がないサービスで、雇用契約を結んでの就業が困難な方が対象です。
就労定着支援	一般就労した障害者が、職場に定着できるよう、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整などの支援を一定の期間にわたり行います。
短期入所 (福祉型)	自宅で介護する人が病気の場合などに、福祉施設において、宿泊を伴う短期間の入浴、排泄、食事の介護などを行います。
短期入所 (医療型)	介護を必要とする人が病気の場合などに、病院、診療所、介護老人保健施設等において、宿泊を伴う短期間の入浴、排泄、食事の介護などを行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行います。

■現状及び成果

- 「生活介護」について、利用者の高齢化が影響しており、就労訓練から生活介護へ移行する事例が増えています。
- 「自立機能訓練(生活訓練)」について、減少傾向ではありますが、地域移行の推進による利用の増加が見込まれます。
- 「就労選択支援」について、令和7年度から開始する新たなサービスです。
- 「就労移行支援」について、令和5年度は3人の利用がありました。
- 「就労継続支援 A型・B型」について、コロナ禍ではありましたが、在宅支援の臨時的対応もあり、利用量に対する大きな影響はありませんでした。
- 「就労定着支援」について、令和4年度に1人の利用がありました。
- 「短期入所(福祉型)」について、利用者は微増傾向にあります。
- 「療養介護」について、令和5年度は1人の利用がありました。
- 「自立機能訓練(機能訓練)」、「短期入所(医療型)」は令和3年度以降の利用実績はありません。

■サービス見込の考え方

- 「生活介護」については、今後も就労訓練から生活介護へのサービス移行及び地域移行の推進による利用の増加を勘案し、第7期では令和5年度の実績見込値を見込みとします。
- 「自立機能訓練(生活訓練)」については、利用者数は過去3年間の最大人数である 3 人、利用量は令和2年・令和3年(最大人数実績年度)の平均値(45 人日/月)で見込みます。
- 「就労選択支援」については、令和7年度からの利用を想定します。利用者数は第6期計画期間の就労移行支援の平均値で見込みます。利用料は、利用者数×5 日で見込みます。
- 「就労移行支援」については、地域移行の推進による利用の増加を勘案し、利用者数は平均値を切り上げた数値で見込みます。利用料については、利用者数×14 日(利用量一人当たりの平均値)で見込みます。
- 「就労継続支援 A 型・B 型」については、地域移行の推進による利用の増加を勘案し、利用者数は平均値を切り上げた数値で見込みます。利用料については、利用者数×20 日(利用量一人当たりの平均値)で見込みます。
- 「就労定着支援」については、現在の実績はないが今後も活用ニーズが見込まれるため、期待値として令和6～7年は 1 人、令和8年は 2 人を見込みます。
- 「短期入所(福祉型)」については、地域移行の推進による利用の増加を勘案し、利用者数は毎年平均値から 1 人ずつ増加すると見込みます。利用料については、利用者数×9 日(利用量一人当たりの平均値)で見込みます。
- 「療養介護」については、現状の利用者数で経緯する見込みです。

サービス種別	活動指標	第6期計画実績		実績見込	第7期計画 見込量		
		R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
生活介護	利用者数(人/月)	49	56	54	54	54	54
	利用量(人日/月)	802	913	835	835	835	835
自立訓練 (機能訓練)	利用者数(人/月)	0	0	0	0	0	0
	利用量(人日/月)	0	0	0	0	0	0
自立訓練 (生活訓練)	利用者数(人/月)	3	1	1	3	3	3
	利用量(人日/月)	36	22	21	45	45	45
就労選択支援	利用者数(人/月)	0	0	0	0	2	2
	利用量(人日/月)	0	0	0	0	10	10
就労移行支援	利用者数(人/月)	0	2	3	3	3	3
	利用量(人日/月)	0	29	42	42	42	42

サービス種別	活動指標	第6期計画実績		実績見込	第7期計画 見込量		
		R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
就労継続支援 (A型:雇用型)	利用者数(人/月)	29	32	31	31	31	31
	利用量(人日/月)	571	648	597	620	620	620
就労継続支援 (B型:非雇用型)	利用者数(人/月)	76	79	77	79	79	79
	利用量(人日/月)	1,207	1,254	1,201	1,264	1,264	1,264
就労定着支援	利用者数(人/月)	0	1	0	1	1	2
短期入所 (福祉型)	利用者数(人/月)	5	10	8	7	8	9
	利用量(人日/月)	35	91	60	63	72	81
短期入所 (医療型)	利用者数(人/月)	0	0	0	0	0	0
	利用量(人日/月)	0	0	0	0	0	0
療養介護	利用者数(人/月)	1	1	1	1	1	1

(3)居住系サービス

■サービス概要

事業名	内 容
自立生活援助	障害者支援施設やグループホームなどから一人暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者などについて、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応を行います。また、障害者の理解力、生活力などを補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行います。
共同生活援助(グループホーム)	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助、必要に応じて介助などを行います。
施設入所支援	施設に入所する人に対し、夜間や休日の入浴、排泄、食事の介護など日常生活の支援を行います。

■現状及び成果

- 「自立生活援助」は令和3年度以降の利用実績はありません。
- 「共同生活援助(グループホーム)」について、利用者は微増傾向にあります。
- 「施設入所支援」について、ほぼ横ばいで推移しています。

■サービス見込の考え方

- 「共同生活援助(グループホーム)」については、微増傾向及び地域移行の推進による利用の増加を勘案し、毎年平均値から1人ずつ増加すると見込みます。
- 「施設入所支援」については、第7期計画の成果目標値の設定に合わせ、令和8年度に1人の減少を見込みます。

サービス種別	活動指標	第6期計画実績		実績見込	第7期計画 見込量		
		R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
自立生活援助	利用者数(人/月)	0	0	0	0	0	0
	※うち精神障害者の利用者数	0	0	0	0	0	0
共同生活援助(グループホーム)	利用者数(人/月)	23	25	23	24	25	26
	※うち精神障害者の利用者数	9	11	8	11	12	13
施設入所支援	利用者数(人/月)	23	24	24	24	24	23

(4)相談支援

■サービス概要

事業名	内 容
計画相談支援	障害福祉サービスを利用するすべての障害者及び地域相談支援を利用する障害者を対象に、支給決定を行う際にサービス利用計画の作成、利用状況の検証、計画の見直しを行います。
地域移行支援	障害者施設に入所している障害者や入院している精神障害者などを対象に、住居の確保その他の地域生活に移行するための活動に関する相談支援を行います。
地域定着支援	施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した人、地域生活が不安定な人などを対象に、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急事態などに対する相談や緊急訪問、緊急対応などの支援を行います。

■現状及び成果

- 「計画相談支援」について、減少傾向にあります。
- 「地域移行支援」「地域定着支援」は令和3年度以降の利用実績はありません。

■サービス見込の考え方

- 「計画相談支援」については、減少傾向にありますが、地域移行の推進による利用の増加を勘案し、令和2～4年度の利用者数の平均値を切り上げた数値である61人を見込みます。
- 「地域移行支援」「地域定着支援」については、現在の実績はありませんが、地域移行の推進による利用の増加を勘案し、毎年1人を見込みます。

サービス種別	活動指標	第6期計画実績		実績見込	第7期計画 見込量		
		R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
計画相談支援	利用者数(人/月)	57	54	53	61	61	61
地域移行支援	利用者数(人/月)	0	0	0	1	1	1
	※うち精神障害者の利用者数	0	0	0	1	1	1
地域定着支援	利用者数(人/月)	0	0	0	1	1	1
	※うち精神障害者の利用者数	0	0	0	1	1	1

4 地域生活支援事業の推進

(1)理解促進研修・啓発事業

■サービス概要

事業名	内 容
理解促進研修・啓発事業	障害者などに対する理解を深めるため、広報活動、研修会などを行う事業です。

■現状及び成果

- 令和2～4年度はコロナ禍の影響で「ごちゃませフェスタ」が中止となったため、実利用者数が大幅な減少となりました。(代替でパネル展を開催)
- 平成28年度からスタートしたペアレントトレーニングの継続実施の他、令和3年度より町内高校の福祉分野専攻の生徒に対し、手話への興味や聴覚障害当事者への理解を深める体験教室を行っており、今後も継続して実施します。

■サービス見込の考え方

- 令和5年度以降はイベントを実施する予定のため、コロナ前の令和元年度以前の実績より平均値を見込みます。

サービス種別	活動指標	第6期計画実績		実績見込	第7期計画 見込量		
		R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
理解促進研修・啓発事業	実施箇所数	1	1	1	1	1	1
	実利用者数	20	15	200	200	200	200

(2) 自発的活動支援事業

■ サービス概要

事業名	内 容
自発的活動支援事業	障害者福祉の増進と共生社会の実現に向け、障害者やその家族、地域住民や団体などが地域において自発的に行う活動に対して支援する事業です。

■ 現状及び成果

○保護者間の交流を促進する「ゆんたく会」を継続して実施しています。令和2～3年度はコロナ禍の影響で開催数が減少したため、実利用者数も減少となりました。令和4年度は「親子で楽しむ会」も実施したため、実利用者数の増加となりました。

■ サービス見込の考え方

○予定通り開催できた令和4年度の実績を実利用者数として見込みます。

サービス種別	活動指標	第6期計画実績		実績見込	第7期計画 見込量		
		R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
自発的活動支援事業	実施箇所数	1	1	1	1	1	1
	実利用者数	4	37	37	37	37	37

(3)相談支援事業

■サービス概要

事業名	内 容
障害者相談支援事業	障害のある人などからの相談に応じて、必要な情報の提供及び助言、サービスの利用支援、虐待の防止など権利擁護のための援助を行う事業です。
基幹相談支援センター等機能強化事業	相談支援の強化のために、専門的職員を配置する事業です。
住宅入居等支援事業(居住サポート事業)	賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいないなどの理由により入居が困難な障害者などに対して、入居に必要な調整などの支援を行うとともに家主などへの相談・助言を通じて地域生活を支援する事業です。

■現状及び成果

- 「障害者相談支援事業」について、4 箇所に委託し実施しています(うち 1 箇所は地域包括支援センター)。
- 「基幹相談支援センター等機能強化事業」について、平成24年度から福祉課の相談員が機能強化事業を担っています。
- 住宅入居等支援事業(居住サポート事業)について、相談支援事業の中で委託相談事業所と連携して実施しています。

■サービス見込の考え方

- 「障害者相談支援事業」については、現状のまま横ばいする見込みです。
- 「基幹相談支援センター等機能強化事業」については、令和5年度以降も継続して実施します。実利用者数については平均値を見込みます。
- 住宅入居等支援事業(居住サポート事業)については、不動産専門業者への事業委託を継続して実施します。実利用者数は平均値を見込みます。

サービス種別	活動指標	第6期計画実績		実績見込	第7期計画 見込量		
		R3 年度 (実績)	R4 年度 (実績)	R5 年度 (見込)	R6 年度 (見込)	R7 年度 (見込)	R8 年度 (見込)
障害者相談支援事業	実施箇所数	4	4	4	4	4	4
	基幹相談支援センター						
	実施箇所数	0	0	0	0	0	0
	実利用者数	0	0	0	0	0	0
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施箇所数	1	1	1	1	1	1
	実利用者数	147	147	152	152	152	152
住宅入居等支援事業(居住サポート事業)	実施箇所数	2	2	2	2	2	2
	実利用者数	8	2	6	6	6	6

(4)成年後見制度利用支援事業

■サービス概要

事業名	内 容
成年後見制度 利用支援事業	成年後見制度の利用が有効と認められる知的障害者や精神障害者に対して、成年後見制度の利用を支援することにより、障害者の権利擁護を図る事業です。

■現状及び成果

○令和4年度に1人の実績があります。

■サービス見込の考え方

○毎年1人の利用を見込みます。

サービス種別	活動指標	第6期計画実績		実績見込	第7期計画 見込量		
		R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
成年後見制度 利用支援事業	実利用者数	0	1	1	1	1	1

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

■ サービス概要

事業名	内 容
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における後見などの業務を適切に行うことができる法人を確保する体制整備に向け、事業の実施方法について、検討する事業です。

■ 現状及び成果

○平成 28 年度から社会福祉協議会と福祉課で法人後見事業の実施に向けた研修等を実施しており、今後も継続して実施します(1 回/年)。

■ サービス見込の考え方

○実施箇所数は、法人数(1 箇所)としました。実利用者数については、研修参加数とし、令和5年度以降については平均値を見込みとしました。

サービス種別	活動指標	第6期計画実績		実績見込	第7期計画 見込量		
		R3 年度 (実績)	R4 年度 (実績)	R5 年度 (見込)	R6 年度 (見込)	R7 年度 (見込)	R8 年度 (見込)
成年後見制度法人後見支援事業	実施箇所数	1	1	1	1	1	1
	実利用者数	9	13	10	10	10	10

(6)意思疎通支援事業

■サービス概要

事業名	内 容
意思疎通支援事業	手話通訳者、要約筆記者の派遣事業、手話通訳者の設置事業など、意思疎通を図ることに支障かおる障害のある人などと他の人との意思疎通を仲介する事業です。

■現状及び成果

- 「手話通訳者・要約筆記者派遣事業」について、令和3年度は(個人5人／団体 1)、令和4年度は(個人 5 人／団体 4)の実績がありました。
- 「手話通訳者設置事業」について、1 人を設置しています。

■サービス見込の考え方

- 「手話通訳者・要約筆記者派遣事業」については、平均値の 7 人を見込みます。
- 「手話通訳者設置事業」については、継続して 1 人を設置します。

サービス種別	活動指標	第6期計画実績		実績見込	第7期計画 見込量		
		R3 年度 (実績)	R4 年度 (実績)	R5 年度 (見込)	R6 年度 (見込)	R7 年度 (見込)	R8 年度 (見込)
手話通訳者・ 要約筆記者派 遣事業	実利用者数	6	9	7	7	7	7
手話通訳者設 置事業	実施箇所数	1	1	1	1	1	1

(7)日常生活用具給付等事業

■サービス概要

事業名	内 容	
日常生活用具給付等事業	障害のある人の日常生活がより円滑に行われるための用具を給付又は貸与する事業です。	
	事業項目	事業内容
	介護訓練支援用具	特殊寝台や特殊マットなどの、身体介護を支援する用具や障害児が訓練に用いる椅子など
	自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置など、障害のある人の入浴、食事、移動などを支援する用具
	在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や盲人用体温計など、在宅療養などを支援する用具
	情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭など、情報収集、情報伝達や意思疎通などを支援する用具
	排泄管理支援用具	ストマ用装具など、排泄管理を支援する衛生用品
居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	小規模な住宅改修を行う際の費用の一部助成	

■現状及び成果

- 「介護・訓練支援用具」について、令和4年度に 2 件の実績がありました。
- 「自立生活支援用具」について、令和4年度に 7 件の実績がありました。
- 「在宅療養等支援用具」について、令和3年度に8件の実績がありましたが、令和4年度は実績がありません。
- 「情報・意思疎通支援用具」について、令和4年度に 4 件の実績がありました。
- 「排泄管理支援用具」について、令和4年度に 274 件の実績がありました。
- 「居宅生活動作補助用具(住宅改修費)」について、令和4年度に 1 件の実績がありました。

■サービス見込の考え方

- 「介護・訓練支援用具」「自立生活支援用具」「在宅療養等支援用具」「情報・意思疎通支援用具」「排泄管理支援用具」については、令和2～4年度の平均値を見込みます。
- 「居宅生活動作補助用具(住宅改修費)」については、年間 1 件を見込みます。

サービス種別	活動指標	第6期計画実績		実績見込	第7期計画 見込量		
		R3 年度 (実績)	R4 年度 (実績)	R5 年度 (見込)	R6 年度 (見込)	R7 年度 (見込)	R8 年度 (見込)
介護・訓練支援用具	件/年	1	2	1	1	1	1
自立生活支援用具	件/年	3	7	3	3	3	3
在宅療養等支援用具	件/年	8	0	3	3	3	3

サービス種別	活動指標	第6期計画実績		実績見込	第7期計画 見込量		
		R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
情報・意思疎 通支援用具	件/年	3	4	5	5	5	5
排泄管理支援 用具	件/年	275	274	264	264	264	264
居宅生活動作 補助用具(住 宅改修費)	件/年	0	1	1	1	1	1

(8)手話奉仕員養成研修事業

■サービス概要

事業名	内 容
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障害のある方等との交流活動や、市町村の広報活動などの支援者として、日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成・研修する事業です。

■現状及び成果

- 嘉手納町・北谷町・読谷村で入門講座・基礎講座・現任研修を持ち回りで開催しています。
- 令和3～4年度はコロナ禍の影響で中止になりました。

■サービス見込の考え方

- 入門講座及び基礎講座における実養成講習修了見込み者数(登録見込み者数)が対象となります。
- 過去の実績(令和元年度 入門 4 人・令和2年度 基礎 2 人)を見込みとします(令和5年度は現任研修担当のため、0人としています)。

サービス種別	活動指標	第6期計画実績		実績見込	第7期計画 見込量		
		R3 年度 (実績)	R4 年度 (実績)	R5 年度 (見込)	R6 年度 (見込)	R7 年度 (見込)	R8 年度 (見込)
手話奉仕員養成研修事業	実利用者数	0	0	0	4	2	0

(9)移動支援事業

■サービス概要

事業名	内 容
移動支援事業	社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動など、社会参加のために外出の際の支援を行う事業です。

■現状及び成果

○増加傾向にあります。

■サービス見込の考え方

○第6期計画の平均値ではなく、令和5年度実績(令和5年4～6月分実績)見込みを参考値として利用者数及び利用時間数を見込みます。

サービス種別	活動指標	第6期計画実績		実績見込	第7期計画 見込量		
		R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
移動支援事業	実利用者数	14	23	20	20	20	20
	利用時間数	1,084	1,581	437	437	437	437

(10)地域活動支援センター機能強化事業

■サービス概要

事業名	内 容
地域活動支援センター機能強化事業	地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会を提供し、社会との交流を促進する事業です。

■現状及び成果

○地域生活支援センター（I型）を1箇所実施しています。令和4年度の実利用者数は32人の実績がありました。

■サービス見込の考え方

○既存の地域生活支援センター（I型）1箇所を継続するものとし、実利用者数は令和2～4年度の平均値で見込みます。

サービス種別	活動指標	第6期計画実績		実績見込	第7期計画 見込量		
		R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
地域生活支援センター機能強化事業	実施箇所数	1	1	1	1	1	1
	実利用者数	37	32	35	35	35	35

(11)日中一時支援事業

■サービス概要

事業名	内 容
日中一時支援事業	障害者等の家族の就労支援及び障害者等を日常的に介護している家族の一時的な休息などのために、障害者等の日中における活動の場を確保する事業です。

■現状及び成果

○減少傾向にあります。

■サービス見込の考え方

○近隣市町村と合わせてニーズ調査の実施を予定していますが、調査未実施のため現状では平均値を見込みます。

サービス種別	活動指標	第6期計画実績		実績見込	第7期計画 見込量		
		R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
日中一時支援事業	実利用者数	15	10	4	13	13	13
	利用時間数	993	450	84	722	722	722

(12)点字・声の広報発行事業

■サービス概要

事業名	内 容
点字・声の広報発行事業	文字による情報入手が困難な障害者等のために、点字・音声訳その他障害者等にわかりやすい方法により、地方公共団体等の広報、視覚障害者等障害者関係事業の紹介、生活情報その他障害者等が地域生活をするうえで必要度の高い情報などを定期的又は必要に応じて適宜、障害者等に提供する事業です。

■現状及び成果

○減少傾向にあります。

■サービス見込の考え方

○減少傾向にありますが、利用者の増加に努め、1人の増加を見込みます。

サービス種別	活動指標	第6期計画実績		実績見込	第7期計画 見込量		
		R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
点字・声の広報発行事業	実施箇所数	1	1	1	1	1	1
	実利用者数	3	2	2	3	3	3

(13)自動車運転免許・改造取得費助成事業

■サービス概要

事業名	内 容
自動車運転免許・改造取得費助成事業	障害のある者の自動車運転免許の取得及び自動車の改造に要する費用の一部を助成する事業です。

■現状及び成果

○令和4年度は1件の実績がありました。

■サービス見込の考え方

○年間各1件の合計2件を見込みます。

サービス種別	活動指標	第6期計画実績		実績見込	第7期計画 見込量		
		R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
自動車運転免許・改造取得費助成事業	実利用者数	0	1	2	2	2	2

(14)レクリエーション事業

■サービス概要

事業名	内 容
レクリエーション事業	レクリエーション活動を通じて、障害者等の体力増強、交流、余暇の充実等を図るため、レクリエーション教室などを開催する事業です。

■現状及び成果

○令和2～3年度はコロナ禍の影響で中止になりました。

■サービス見込の考え方

○社会福祉協議会への業務委託を継続しながら、町内施設を活用した企画や屋外で実施するよ
うなイベント開催を検討します。

サービス種別	活動指標	第6期計画実績		実績見込	第7期計画 見込量		
		R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
レクリエーション事業	実施箇所数	0	1	1	1	1	1

(15)文化芸術活動振興事業

■サービス概要

事業名	内 容
文化芸術活動振興事業	障害者等の文化芸術活動を振興するため、障害者等の作品展、音楽会、映画祭など文化芸術活動の機会を提供するとともに、障害者等の創作意欲を助長するための環境の整備や必要な支援を行う事業です。

■現状及び成果

○社会福祉協議会に業務委託をしています。

■サービス見込の考え方

○社会福祉協議会への業務委託継続実施中のアフリカ太鼓を継続しながら参加の輪を広げ、啓発イベントへの参加等も併せて検討します。その他、町内施設等を活用したイベント開催も検討します。

サービス種別	活動指標	第6期計画実績		実績見込	第7期計画 見込量		
		R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
文化芸術活動振興事業	実施箇所数	1	1	1	1	1	1

5 第3期障害児福祉計画における成果目標の設定

第3期障害児福祉計画の計画期間における成果目標を次のとおり設定します。

(1) 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置

〈国の基本指針〉

○児童発達支援センターの設置(各市町村又は各圏域に1か所以上)

■現状及び成果

○他市町村等から情報収集を行い、設置方法について検討を行っています。

■課題及び方策

○隣接する市町村で指定を受ける事業所と、対象エリアについての意見交換を行います。また、近隣市町村の指定事業所の対象エリアに本町が含まれない場合は、社会福祉協議会と町内での当該センター機能確保について意見交換を行います。

■目標値

事 項	設置方法		設置時期		
	単独設置	圏域設置	令和6年	令和7年	令和8年
児童発達支援センターの設置	○				○

(2) 保育所等訪問支援等を活用した障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制の構築

〈国の基本指針〉

○各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、全市町村において、障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進体制の構築する

■現状及び成果

○保育所等訪問支援を利用できる体制の構築方法についての検討を行っています。

■課題及び方策

○町内に保育所等訪問支援を行う事業所がないため、町内に開所を希望する事業所の支援や、近隣市町村の事業所の継続的な利用が行えるように、事業所との連携に努めます。

■目標値

事 項	構築時期		
	令和6年	令和7年	令和8年
障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制の構築			○

(3)主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

〈国の基本指針〉

○重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所等の確保(各市町村又は圏域に1か所以上)

■現状及び成果

○町内に、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を確保することができました。

■課題及び方策

○継続的な事業所との連携に努めます。

■目標値

事 項	確保方法		設置時期		
	単独確保	圏域確保	令和6年	令和7年	令和8年
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保	○				○

(4) 医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置

〈国の基本指針〉

- 医療的ケア児等支援として、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設置するとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する

■現状及び成果

- 医療的ケア児等支援のための関係機関の協議の場の設置に向けて、関係機関と調整を行っています。

■課題及び方策

- 医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関等との調整を行い、協議の場の設置に努めます。
- 「医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置」については、福祉課の相談員をコーディネーターとして配置します。

■目標値

事 項	設置方法		設置時期		
	単独設置	圏域設置	令和6年	令和7年	令和8年
保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置	○				○

事 項	設置方法			具体的内容
	新規設置	既存組織活用	その他	
保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置		○		障害者自立支援協議会の部会を活用

事 項	設置人数	設置時期		
		令和6年	令和7年	令和8年
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	2	2	2	2

(5)発達障害者等に対する支援(活動指標)

事 項	数値	考え方
ペアレントトレーニング※1や ペアレント・プログラム※2等の 支援プログラム等の受講者数	6人	現状のペアレントトレーニングやペアレント・プログラム等の支援プログラム等の実施状況数を勘案し、令和8年度の受講者数の見込みを設定しています。
ペアレント・メンターの人数※3	1人	現状のペアレント・メンター養成研修等の実施状況等の数を勘案し、令和8年度のペアレント・メンターの人数の見込みを設定しています。
ピアサポートの活動への参加人数 ※4	1人	現状のピアサポートの活動状況等の数を勘案し、令和8年度の活動への参加数の見込みを設定しています。

※1 ペアレントトレーニング(日本ペアレントトレーニング協会 HP 参照)

保護者や養育者の方を対象に、行動理論の技法の学習、ロールプレイ、ホームワークといったプログラムを通して、保護者や養育者のかかわり方や心理的なストレスの改善、お子さんの発達促進や不適切な行動の改善を旨とする家族支援のアプローチの一つです。

※2 ペアレント・プログラム(厚生労働省参照)

ペアレント・トレーニングに参加する前に、これができるといいであろうという観点で、「ペアレント・プログラム」という名称のもと、一般の保育士や福祉事業所の職員の普及用のプログラムの開発がなされた。基本的には①「行動で考える」、②(叱って対応するのではなく、適応行動ができたことを)誉めて対応する、③孤立している母親に仲間を見つける、という3点セットとなっています。

※3 ペアレント・メンター(日本ペアレント・メンター協会 HP 参照)

自らも発達障害のある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親を指します。メンターは、同じような発達障害のある子どもをもつ親に対して、共感的なサポートを行い、地域資源についての情報を提供することができます。

※4 ピアサポート

一般に、「同じような立場の人によるサポート」といった意味で用いられる言葉

6 障害児通所支援等の見込量(活動指標)及び確保方策

(1) 障害児通所支援

① 児童発達支援

■ サービス概要

事業名	内 容
児童発達支援	障害児等に、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などを行います。 上肢・下肢または体幹の機能に障害のある児童に対し、児童発達支援及び医療の提供を行います。

※令和6年4月1日の改正児童福祉法の施行により、児童発達支援センターの「福祉型」と「医療型」が一元化されるため、児童発達支援に医療型児童発達支援が含まれます。

■ 現状及び成果

○令和3～4年度はコロナ禍の中でのサービス提供実績であり、時期によってはサービス利用の自粛等もみられました。(令和5年は6月末の実績値を計上)

■ サービス見込の考え方

○医療的ケア児の利用の可能性を勘案し、利用者数・利用量の平均値を見込みます。

サービス種別	活動指標	第6期計画実績		実績見込	第7期計画 見込量		
		R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
児童発達支援	利用者数(人/月)	19	14	10	18	18	18
	利用量(人日/月)	214	164	101	191	191	191

②放課後等デイサービス

■サービス概要

事業名	内 容
放課後等デイサービス	小・中・高生の障害児等に、授業の終了後または休業日に児童発達支援センターなどの施設で、生活能力の向上のために必要な訓練、社会交流の訓練、社会交流の機会を提供します。

■現状及び成果

○令和3～4年度はコロナ禍の中でのサービス提供実績であり、時期によってはサービス利用の自粛等もみられました。(令和5年は6月末の実績値を計上)

■サービス見込の考え方

○コロナ収束による利用者の増加を見込み、利用者数は第6期計画の平均値を切り上げた人数を見込みます。利用量については、利用者数×10日(利用量一人当たりの平均値)で見込みます。

サービス種別	活動指標	第6期計画実績		実績見込	第7期計画 見込量		
		R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
放課後等デイサービス	利用者数(人/月)	79	79	72	81	81	81
	利用量(人日/月)	812	845	716	810	810	810

③保育所等訪問支援

■サービス概要

事業名	内 容
保育所等訪問支援	保育所などを訪問し、保育所などに通う障害児等に、集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。

■現状及び成果

○利用者数・利用量ともに実績が増加しています。また、新規の利用相談事例が増えている傾向にあります。

■サービス見込の考え方

○地域への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制の構築により、利用の増加が見込まれることから、平均値ではなく過去最大値に 1 人の増加を見込みます。利用量については、利用者数×1日(平均日数)で見込みます。

サービス種別	活動指標	第6期計画実績		実績見込	第7期計画 見込量		
		R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
保育所等訪問 支援	利用者数(人/月)	2	5	5	6	6	6
	利用量(人日/月)	2	3	6	6	6	6

(2)居宅訪問型児童発達支援

■サービス概要

事業名	内 容
居宅訪問型児童発達支援	児童発達支援などの障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な重症心身障害のある障害児等に、児童発達支援センターなどから居宅訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与などの支援を実施します。

■現状及び成果

○令和4年度より1人の利用があります。

■サービス見込の考え方

○現在利用中の対象児は成長とともに通所型のサービスへの移行が見込まれており、年々利用量の減少を見込むが、新規事例の受け入れも勘案し、実績プラス 1 人を見込みます。令和8年度は現在利用している児童の終了を見込み、利用者数は1人としています。利用量については、令和5年度見込値×利用者数で見込みます。

サービス種別	活動指標	第6期計画実績		実績見込	第7期計画 見込量		
		R3 年度 (実績)	R4 年度 (実績)	R5 年度 (見込)	R6 年度 (見込)	R7 年度 (見込)	R8 年度 (見込)
居宅訪問型児童発達支援	利用者数(人/月)	0	1	1	2	2	1
	利用量(人日/月)	0	13	15	30	30	15

(3)障害児相談支援

■サービス概要

事業名	内 容
障害児相談支援	障害児が障害児通所支援(児童発達支援・放課後等デイサービスなど)を利用する前に障害児支援利用計画を作成し(障害児支援利用援助)、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う(継続障害児支援利用援助)などの支援を行います。

■現状及び成果

○障害児支援の一人当たりの提供回数は減少傾向にありますが、モニタリング回数について、利用者の状態等に応じた適正な回数設定を行ったうえで支援ができています。

■サービス見込の考え方

○コロナ収束による利用者の増加を勘案し、平均値に毎年1人ずつの増加を見込みます。

サービス種別	活動指標	第6期計画実績		実績見込	第7期計画 見込量		
		R3年度 (実績)	R4年度 (実績)	R5年度 (見込)	R6年度 (見込)	R7年度 (見込)	R8年度 (見込)
障害児相談支援	利用者数(人/月)	14	6	7	13	14	15

(4)障害児の子ども・子育て支援等の提供体制の整備

■障害児福祉計画に係る障害児の子ども・子育て支援等の提供体制の整備

事項	R4 年度末 の実績(人)	利用ニーズを踏まえた必要な見込み量(人)		
		R6 年度	R7 年度	R8 年度
保育所	5	6	6	6
認定こども園	0	1	1	1
放課後児童健全育成事業	7	12	12	12
幼稚園	8	8	8	8

■医療的ケア児の人数

0 歳以上～3 歳未満	3 歳以上～6 歳未満	6 歳以上～18 歳未満	合計
1	0	3	4

**第7期嘉手納町障害福祉計画及び
第3期嘉手納町障害児福祉計画
(令和6年度～令和8年度)**



発行年月:令和6年3月

発行者:嘉手納町役場 福祉課

〒904-0293

沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納588番地

TEL(代):(098)956-1111

FAX : (098)956-8094



嘉手納町
イメージキャラクター
いもっち